

議 事 日 程

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 議会基本条例推進特別委員会の中間報告の件
- 日程第3 議案第3号 瑞穂市・神戸町水道組合の解散について
- 日程第4 議案第4号 瑞穂市・神戸町水道組合の解散に伴う財産処分について
- 日程第5 議案第5号 瑞穂市・神戸町水道組合の解散に伴う事務の承継について
- 日程第6 議案第6号 公の施設の区域外設置及び利用について
- 日程第7 議案第7号 平成29年度犀川遊水地牛牧排水機場改築工事委託契約の変更（第2回）について
- 日程第8 議案第8号 平成29年度犀川遊水地牛牧排水機場機械設備改築工事委託契約の変更について
- 日程第9 議案第12号 瑞穂市行政組織条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第17号 瑞穂市営土地改良事業賦課金徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第18号 瑞穂市都市計画審議会条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第19号 瑞穂市下水道条例等の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第20号 瑞穂市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第21号 瑞穂市給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第26号 平成30年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第16 議案第27号 平成30年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第17 議案第28号 平成30年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議案第33号 平成31年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第19 議案第34号 平成31年度瑞穂市水道事業会計予算
- 日程第20 議案第35号 平成31年度瑞穂市下水道事業会計予算
- 日程第21 議案第36号 市道路線の認定について（その1）
- 日程第22 議案第37号 市道路線の認定について（その2）
- 日程第23 議案第38号 市道路線の廃止について
- 日程第24 議案第9号 訴えの提起について
- 日程第25 議案第10号 瑞穂市史編さん委員会設置条例の制定について
- 日程第26 議案第15号 瑞穂市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第27 議案第16号 瑞穂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

- 日程第28 議案第23号 平成30年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第29 議案第24号 平成30年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第30 議案第25号 平成30年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第31 議案第30号 平成31年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第32 議案第31号 平成31年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第33 議案第32号 平成31年度瑞穂市学校給食事業特別会計予算
- 日程第34 議案第11号 瑞穂市犯罪被害者等支援条例の制定について
- 日程第35 議案第13号 瑞穂市職員定数条例及び瑞穂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第36 議案第14号 瑞穂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第37 議案第22号 平成30年度瑞穂市一般会計補正予算（第4号）
- 日程第38 議案第29号 平成31年度瑞穂市一般会計予算
- 日程第39 請願第1号 「本年10月からの消費税増税延期を求める意見書」提出を求める請願
- 日程第40 発議第1号 全国知事会の「米軍基地に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書
- 日程第41 議員派遣について

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○本日の会議に出席した議員

1番	松野 貴志	2番	今木 啓一郎
3番	北倉 利治	4番	鳥居 佳史
5番	小川 理	6番	杉原 克巳
7番	若園 正博	8番	森 治久
9番	庄田 昭人	10番	若井 千尋
11番	清水 治	12番	広瀬 武雄
13番	堀 武	14番	広瀬 時男
15番	若園 五朗	16番	くまがいさちこ
17番	松野 藤四郎	18番	藤橋 礼治

○本日の会議に欠席した議員（なし）

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市 長	棚 橋 敏 明	副 市 長	早 瀬 俊 一
教 育 長	加 納 博 明	政 策 企 画 監	巢之内 亮
企 画 部 長	梶 浦 要	総 務 部 長	広 瀬 充 利
市 民 部 長	児 玉 等	巢 南 庁 舎 管 理 部 長	松 野 英 泰
健康福祉部長	平 塚 直 樹	都 市 整 備 部 長	鹿 野 政 和
環境水道部長	広 瀬 進 一	会 計 管 理 者	清 水 千 尋
教 育 次 長	山 本 康 義	監 査 委 員 長 務 局 長	高 山 浩 之

○本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	広 瀬 照 泰	書 記	松 山 詔 子
書 記	宇 野 伸 二		

開議の宣告

○議長（藤橋礼治君） 皆さん、おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1 諸般の報告

○議長（藤橋礼治君） 日程第1、諸般の報告を行います。

その前に、本日早朝より傍聴にお越しいただきました方々、大変ありがとうございます。最後までよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

3月14日に、お手元に配付のとおり、広瀬武雄君から発議第2号議案第29号平成31年度瑞穂市一般会計予算に対する修正案が提出され、受理しましたので、後ほど議題にしたいと思ひます。

これで諸般の報告を終わります。

日程第2 議会基本条例推進特別委員会の中間報告の件

○議長（藤橋礼治君） 日程第2、議会基本条例推進特別委員会の中間報告の件を議題とします。

議会基本条例推進特別委員会から会議規則第45条第2項の規定により、中間報告を行いたいとの申し出がありましたので、これを許可いたします。

議会基本条例推進特別委員長 庄田昭人君。

○議会基本条例推進特別委員長（庄田昭人君） おはようございます。

それでは、報告をさせていただきます。

議会基本条例推進特別委員会委員長の庄田です。

ただいま議長から発言の許可をいただきましたので、会議規則第45条第2項の規定により、議会基本条例推進特別委員会の中間報告をさせていただきます。

平成30年6月に議員定数調査検討部会が設置され、今回はその調査の結果がまとまりましたので、後ほど部会長から報告をさせていただきますが、最初に部会を設置するに至りました経緯について触れさせていただきます。

平成28年第4回定例会において、議案第75号瑞穂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び瑞穂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてが市長から提出されました。審議の過程で、瑞穂市特別職報酬等審議会から答申が示され、その中に、本審議会の開催については、前回から続けて議員選挙後に諮問が行われているが、議員選挙1年前までに報酬月額を審議できるように開催することが望ましいとの意見とともに、

答申内容を最大限尊重し、適切に取り組みられることを求めるとの意見もありました。そこで議会は、本議案を可決した後、市長にあっても、同審議会への次回諮問を行う際には、今回の答申内容を最大限尊重し、適切に取り組みられるよう強く要望する旨の附帯決議を可決しました。

このような経緯を踏まえ、議会では、少なくとも市議会議員選挙の1年前まで、すなわち平成31年4月までには議員定数を決定する必要があるとの認識のもと、議会基本条例推進特別委員会の下調査機関として議員定数調査検討部会を設置し、調査・検討を行ってきたものであります。

それでは、議会基本条例推進特別委員会議員定数調査検討部会の杉原部会長より報告をいただきたいと思っております。

○議長（藤橋礼治君） 続きまして、議員定数調査検討部会長 杉原克巳君。

○6番（杉原克巳君） おはようございます。

では、報告をさせていただきます。

議会基本条例推進特別委員会議員定数調査検討部会部会長の杉原克巳でございます。

ただいま議長から発言の許可をいただきましたので、会議規則第45条第2項の規定により、議会基本条例推進特別委員会議員定数調査検討部会の調査結果の報告をさせていただきます。

議員定数調査検討部会は、平成30年第2回市議会定例会で、議会基本条例第20条に規定する議員定数を調査・検討することを目的として設置されました。これまで4回の会議を行い、調査結果がまとまりましたので、開催した会議ごとに内容をまとめて報告をさせていただきます。

平成30年7月17日の会議では、これまでの当市の議員定数の経緯の説明を受けた後、意見交換を行いました。各部会員の意見は、市民の目線が必要。他市町との比較は参考として必要だが、当議会としてはどうあるべきかが重要。市民に納得してもらえる内容や理由が必要。3種類の方法、増員、減員、同数がある。議会として、減員した場合、例えば委員会数など、どのようになるのか考える必要があるなどの意見が出ました。

今回の会議に向けて、類似団体の中で定数を変更した理由、類似団体の中で人口増となっている自治体の議員定数の変化の調査、類似団体の一般会計予算における議会費の割合、類似団体の議会の委員会の構成と数の資料を要求いたしました。

平成30年9月10日の会議では、定数の問題と議員報酬の問題は切り離して考えるべきであると。報酬審議会からの意見では、少なくとも1年前までに定数を決定してほしいとのことで、報酬を含めて検討するのではなく、定数のみを検討していかなければならない。人口減でも定数維持をなるべく図っているように感じる。議員定数を減らすことが議員の資質向上になるとは考えにくい。定数を現状維持するにも、理由、根拠が必要ではないか。住民自治の視点が必要ではないか。今後まだまだ検討が必要であるなどの意見が出ました。

今回の会議に向けて、定数を減らした市で選挙を行った結果、どのようになったか。例えば

なり手不足は解消されたのか、無投票は解消されたのか、議員の平均年齢はどうなったのかなど、資料を要求いたしました。また、各部会員が考えをまとめ、事務局に提出することになりました。

平成30年12月19日の会議では、各部会員からの考えなどの資料を確認しながら意見を出し合い、定数を減らした市は、区長会連合会から定数減の請願が出された、市議会議員選挙が無投票になったなど、明確な理由がある。当市は現状問題ない。市民感情を考えると、部会でしっかり協議が必要。今まで、市議会議員選挙が終わった後、報酬を上げている例が多いため、このような部会で議論・検討することが必要などの意見が出ました。

このような意見が出された後、部会員の意見を確認したところ、全員一致で現状維持となりました。その理由としては、人口が増加し、若い世代が多い。財政的に困難な状況にはない。定数以上の立候補者がある。連携中枢都市圏構想など、当市を取り巻く環境を考慮する必要がある。住民から広く意見を聴取するため。他市町とのバランスを考慮する必要がある。全国で増員は見られない。3年前に定数を減らしたばかりである。市民感情を考慮する必要があるなどでした。

平成31年2月19日の会議では、最終的な調査結果の確認や、報告の方法・内容を検討しました。

部会の意見は、会議終了ごとに議会基本条例推進特別委員会で報告し、意見聴取を行い、反映をさせてきました。これまで4回にわたり、議員定数について議員定数調査検討部会にて調査・検討し、議会基本条例推進特別委員会に報告し意見聴取してまいりましたが、調査の結果としましては、瑞穂市議会議員定数は現状のとおり18名となりましたので、報告をさせていただきます。

以上で、議会基本条例推進特別委員会議員定数調査検討部会の調査結果の報告を終わります。平成31年3月19日、議会基本条例推進特別委員会議員定数調査検討部会長 杉原克巳。以上です。

○議長（藤橋礼治君） 続きまして、議会基本条例推進特別委員長 庄田昭人君。

○議会基本条例推進特別委員長（庄田昭人君） 議会基本条例推進特別委員会委員長 庄田です。

ただいま部会長から、議員定数の調査・検討を重ねた最終的な結果を報告させていただきました。

議員定数調査検討部会で調査・検討された内容の報告を受けた議会基本条例推進特別委員会では、2月20日に会議を開き、委員から、内容を精読したい、即答はできないので会派で調整させてほしいなどの意見があったため、再度次回の委員会にて審査を行うことになりました。

再度開いた3月14日の委員会では、今までの議員定数調査検討部会からの報告を再度確認し、話し合いを行った結果、部会では調査事項等細部にわたり協議・検討され、今回の報告は十分

に熟慮された結果であることが理解できたため、議員定数調査検討部会の意見を尊重したいとの意見があり、議員定数調査検討部会の報告のとおり、瑞穂市議会議員定数条例に掲げる議員の定数は現状のとおり18名とすることが妥当であることに決定をし、今回の報告に至りました。

今回決定した内容は、後ほど議長を通じて市長に報告させていただきますので、瑞穂市特別職報酬等審議会への次回の諮問を行う際には活用していただきたいと思います。平成31年3月19日、議会基本条例推進特別委員会委員長 庄田昭人。

○議長（藤橋礼治君） これで議会基本条例推進特別委員会の中間報告は終わりました。

議会基本条例推進特別委員会委員長の中間報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

山本教育次長。

○教育次長（山本康義君） 発言の取り消しをお願いいたします。

※

3月6日の総括質疑におきまして、議案第32号平成31年度瑞穂市学校給食事業特別会計予算の松野藤四郎議員の質疑に対して、私は給食費に関する答弁を行いましたが、皆様に誤解を与えるような表現をしてしまいましたので、この答弁全ての取り消しをお願いしたいと思います。

大変御迷惑をおかけして申しわけございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（藤橋礼治君） ただいま山本教育次長から、3月6日の会議における発言について、会議規則第65条の規定によって発言を取り消したいとの申し出がありましたので、お諮りをいたします。これを許可することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、山本教育次長からの発言取り消しの申し出を許可することに決定をいたしました。

日程第3 議案第3号から日程第23 議案第38号までについて（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（藤橋礼治君） 日程第3、議案第3号瑞穂市・神戸町水道組合の解散についてから日程第23、議案第38号市道路線の廃止についてまでを一括議題といたします。

これらについては、産業建設委員会に審査が付託してありますので、委員長の報告を求めます。

産業建設委員長 広瀬時男君。

※ 取消発言

○産業建設委員長（広瀬時男君） それでは、産業建設委員会の委員長報告をさせていただきます。

ただいま一括議題となりました21議案につきまして、会議規則第39条の規定により、産業建設委員会の審査の経過及び結果について報告します。

産業建設委員会は、3月7日午前9時半から巢南庁舎3-2会議室で開催しました。6名全員の委員が出席し、執行部から、市長、副市長、政策企画監、所管の部長、課長の出席を求め、議案ごとに補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

それでは、審査した議案番号順に要点を絞って報告します。

まず、議案第3号瑞穂市・神戸町水道組合の解散についてから議案第5号瑞穂市・神戸町水道組合の解散に伴う事務の承継についてまでの3議案については、報告すべき質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で可決されました。

次に、議案第6号公の施設の区域外設置及び利用について審査しました。

執行部から補足説明があった後、質疑に入り、委員から、昭和33年に創設された管路や施設はどの程度老朽化しているか。また、今後修繕が必要な箇所はどの質疑に対し、水源地や管路については平成6年度から平成8年度の間に整備されている。管路の法定耐用年数は40年であるので、しばらく更新の必要はない。水源地については、平成9年度から供用開始しているので、昨年度取水ポンプ、今年度配水ポンプを交換した。来年度はもう一つの配水ポンプを交換予定であるとの答弁がありました。

また、解散する組合の起債をゼロにしてはどの質疑に対し、起債については引き続き瑞穂市の起債と一緒に返していく。これと同時に、基金については瑞穂市水道事業として運転資金にするとの答弁がありました。

また、今後、他の地区との連携はふえていくのかとの質疑に対し、一昨年度から県の水道事業広域連携に関する研究のための会議に参加しているが、現時点においては他市町との連携については予定していないとの答弁がありました。

その後、討論なく、採決の結果、全会一致で可決されました。

次に、議案第7号平成29年度犀川遊水地牛牧排水機場改築工事委託契約の変更（第2回）についてを審査しました。

執行部から補足説明があった後、質疑に入り、委員から、排水機場周辺の河川工事は予定はどうなっているのか。また、現在の排水機場の撤去はいつごろなのかとの質疑に対し、樋門工事や河川つけかえ工事等が、平成36年度完成をめどに工事が進められている。排水機場の切りかえについては、河川がつけかえられた後になるが、まだ未発注の工事もあることから、今後、工事の進捗状況を見ながら調整を行う予定であるとの答弁がありました。この答弁を受け、平成36年度完成を予定しているが、この排水機場の工事にあわせて下水処理場の整備を進めたほ

うが効果的ではないかとの質疑に対し、排水機場の完成とあわせて仮設道路は撤去されるので、この期間中に進めるのが経済的であると思う。地元の方の理解を得て下水処理場の整備が進捗することを考えているとの答弁がありました。

その後、討論なく、採決の結果、全会一致で可決されました。

次に、議案第8号平成29年度犀川遊水地牛牧排水機場機械設備改築工事委託契約の変更についてを審査しました。

執行部から補足説明があった後、質疑に入り、委員から、減額をした理由はどの質疑に対し、現場で配置される配管の工事を一部不施行としたことによる変更で、地中埋設部の配管工事を機械設備工事から減額し、土木工事へと組み替えるための変更であるとの答弁がありました。この答弁を受け、地盤の想定が実際と異なり、躯体の変更に伴い、配管の仕方が変わってきて減額したのかとの質疑に対し、機場本体は既に約6メートル掘削していて、その周辺部分を埋め戻してすぐに管を設置すると、沈下により管が下がってしまう。そのため、管の設置作業を他の工事で施工することとするための変更であるとの答弁がありました。

また、当初設計から減額できたのではないかとの質疑に対し、当初の設計内容を変更するのではなく、施工範囲を組みかえるものである。国は、機場本体と上屋と電気設備に分けて工事を設計している。今回、国と協議し、場内の配管については、電気設備から減額し、機場本体への増額とすることが適切ではないかとの判断をしたといった答弁がありました。

その後、討論なく、採決の結果、全会一致で可決されました。

次に、議案第12号瑞穂市行政組織条例の一部を改正する条例について、議案第17号瑞穂市営土地改良事業賦課金徴収条例の一部を改正する条例についてを審査しました。

これらの2議案について、報告すべき質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で可決されました。

次に、議案第18号瑞穂市都市計画審議会条例の一部を改正する条例について審査しました。

執行部から補足説明があった後、質疑に入り、委員から、識見を有する者をふやすというのは、どういった方の任命を考えるのかとの質疑に対し、都市計画や土地利用に関する有識者の方や建築にかかわる有識者の方がないので、そのような方々の参画をお願いしたいと考えているとの答弁がありました。

また、都市計画審議会の目的は、産業建設委員会の中から選ばれた都市計画審議会委員の参集が今年度一度もなかったのはどの質疑に対し、都市計画審議会は、市の諮問機関で、都市計画に関する案件について市長から諮問があった場合、その内容について調査・審議する機関である。今年度は諮問案件がなかったことから審議会を開催していないとの答弁がありました。この答弁を受け、都市計画とはまちづくりの根源である。審議会が開催されていないことは、市が何も変わらない典型的な例である。まちづくりで、行政ができないところを議員が行って

いるが、識見を有する者ばかりがふえても、本当に市民にとっての都市計画になるのか疑問であるといった意見がありました。

その後、討論なく、採決の結果、全会一致で可決されました。

次に、議案第19号瑞穂市下水道条例等の一部を改正する条例について、審査しました。

執行部から補足説明があった後、質疑に入り、委員から、下水道排水設備指定工事店の状況はどうかとの質疑に対し、平成31年3月6日時点で114社登録されている。本年度の工事数は、別府処理区15件、西処理区12件、呂久処理区1件であるとの答弁がありました。

また、下水道へ接続することを考えていないほうの分析はしているのかとの質疑に対し、アンケートにより把握しているが、既に浄化槽等の更新時期を迎えている世帯など、早期に下水道接続を促すため、今回、経営改善方策として提案していることから理解をいただきたいとの答弁がありました。

また、宅地開発業者が直接下水道管を埋設する工事はあるのかとの質疑に対し、宅地開発業者が大きな土地を分譲する際に道路を新設する場合であるとの答弁がありました。この答弁を受け、埋設工事費はどのぐらいかとの質疑に対し、業者側の施工であるため、金額は把握できないが、市の積算では1メートル当たり七、八万円であるとの答弁がありました。

また、排水設備改善工事1件当たりの助成金10万円とあるが、単独浄化槽の世帯と合併浄化槽の世帯で工事費の負担が違うと思うが、審議会で議論されたのかとの質疑に対し、各家庭で工事費が違うという意見は審議会でもあったが、基準として上限を設け、働きかけていくということを提案したとの答弁がありました。

また、下水道の整備がされている地域に、自費で合併浄化槽を設置することは可能かとの質疑に対し、西処理区については不可能で、一方、別府処理区は法律的には可能であるとの答弁がありました。この答弁を受け、下水道接続率を向上するため、別府処理区内では合併浄化槽の設置ができないよう条例化を検討してはとの質疑に対し、別府処理区内で住宅を建築したい方で合併浄化槽をつけたいというのは過去にはないので、条例化は考えていないとの答弁がありました。

その後、討論なく、採決の結果、全会一致で可決されました。

次に、議案第20号瑞穂市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを審査しました。

この議案については、報告すべき質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で可決されました。

次に、議案第21号瑞穂市給水条例の一部を改正する条例についてを審査しました。

執行部から補足説明があった後、質疑に入り、委員から、2カ月に1回徴収しているが、11月の消費税は8%かとの質疑に対し、11月分は8%で、その次の1月分から10%であるとの答弁がありました。

また、消費税が改正するたびに改正を毎回しないといけないのかとの質疑に対し、国から平成33年3月末まで特例措置があるが、それ以降は総額表示の指導を受けているため、従来どおり総額表示で規定しているとの答弁がありました。

その後、討論なく、採決の結果、全会一致で可決されました。

この後、議案第26号から議案第38号までの審査に入る前に、平成31年度当初予算における主要工事場所を含め、現場視察を行いました。

視察後、議案第26号平成30年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第2号）から議案第38号市道路線の廃止についてを審査しました。

これらの9議案については、報告すべき質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で可決されました。

以上で、産業建設委員会の委員長報告を終わります。平成31年3月19日、産業建設委員会委員長 広瀬時男。

○議長（藤橋礼治君） これより議案第3号瑞穂市・神戸町水道組合の解散についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

採決を行う前に申し上げます。

採決では、起立採決とあわせて採決システムを使用し、賛成または反対のボタンを押していただくようお願いをいたします。

これから議案第3号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第3号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第4号瑞穂市・神戸町水道組合の解散に伴う財産処分についての委員長報告に

対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第4号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第4号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第5号瑞穂市・神戸町水道組合の解散に伴う事務の承継についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第5号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第5号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第6号公の施設の区域外設置及び利用についての委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第6号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第6号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第7号平成29年度犀川遊水地牛牧排水機場改築工事委託契約の変更（第2回）についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第7号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第7号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第8号平成29年度犀川遊水地牛牧排水機場機械設備改築工事委託契約の変更についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第8号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第8号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第12号瑞穂市行政組織条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第12号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第12号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第17号瑞穂市営土地改良事業賦課金徴収条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第17号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第17号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第18号瑞穂市都市計画審議会条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第18号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第18号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第19号瑞穂市下水道条例等の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 議席番号5番の日本共産党の小川理でございます。

議案第19号瑞穂市下水道条例等の一部を改正する条例についてでございますが、先ほどの委員長報告の中に、本議案の消費税の増税に伴う下水道使用料の値上げについて、これが妥当なのかどうか、こういったことが委員会で話されておられるのかどうか、お尋ねしたいというふうに思います。

○議長（藤橋礼治君） 産業建設委員長 広瀬時男君。

○産業建設委員長（広瀬時男君） 消費税の関係は質疑しておりません。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 議席番号5番の日本共産党の小川理でございます。

先ほど質疑でお尋ねしましたけれども、消費税の増税に伴う下水道使用料の値上げについては委員会で審議がされていないと、こういう報告でございました。私は、しかしながら、この消費税の増税は、市民生活の上でも、また地域経済の上でも大変深刻な影響を与えるものでございます。したがって、下水道料金の値上げについても、しっかりと討論をされ、また話し合いもされるということが必要不可欠ではないかというふうに思います。

以上の理由でもって反対討論とさせていただきます。

○議長（藤橋礼治君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第19号を採決します。

本案に対する委員長報告は、可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立多数です。したがって、議案第19号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第20号瑞穂市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第20号を採決します。

本案に対する委員長報告は、可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第20号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第21号瑞穂市給水条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 議席番号17番 松野藤四郎でございます。

議案第21号の給水条例の一部を改正する条例でございますけれども、これは前にありました第19号と関連するわけですが、例えば今回10%になるということで給水条例を改正するんですけれども、私の思うのは、消費税の税率改正に伴っていろんな条例があると思うんです

ね。産業建設ばかりじゃないんですけれども、他にもまたがる条例があつて、課税対象になつていくんですけれども、産建で取り扱っている今回は下水と給水という話ですけれども、例えば道路占用、あるいは公園の使用料とか、こういうものも課税の対象になるんですが、そういったことは今回の委員長報告にないんですが、お話はされたんでしょうかね。

○議長（藤橋礼治君） 産業建設委員長 広瀬時男君。

○産業建設委員長（広瀬時男君） 松野藤四郎議員に申し上げます。

公共施設とか道路のやつは質疑していません。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 議席番号5番の日本共産党の小川理でございます。

議案第19号のところでも申し上げましたけれども、消費税の増税、その影響は大変大きなものがあるというふうに考えます。また、この水道料金の値上げについて、消費税の増税に伴う値上げでありますけれども、そのことが市民生活にどのような影響を与えるのか、そういったことが議論をされておられません。したがって、私は、この値上げについてはもっとやっぱり慎重に行うべきであるというふうに考えまして、以上の理由でもって反対とさせていただきます。

○議長（藤橋礼治君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第21号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立多数です。したがって、議案第21号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第26号平成30年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第2号）の委員長報告

に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第26号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第26号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第27号平成30年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第27号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第27号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第28号平成30年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第1号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第28号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第28号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第33号平成31年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第33号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立多数です。したがって、議案第33号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第34号平成31年度瑞穂市水道事業会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 議案第34号平成31年度瑞穂市水道事業会計予算について、反対の討論を行いたいと思います。

その理由でございますが、議案第21号のところでも申し上げましたけれども、消費税の増税による影響、市民生活への影響は大変大きいものと考えますけれども、その中で、水道料金の値上げについて、どのような影響があるのか、そこは真剣に検討しなきゃなりません。しかしながら、この消費税の増税に伴う水道料金の引き上げを前提にした予算になっておるのではないかというふうに思います。私は、そういう立場から、増税は行うべきではない、水道料金の値上げをすべきではないという立場から、反対討論とさせていただきます。

○議長（藤橋礼治君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第34号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立多数です。したがって、議案第34号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第35号平成31年度瑞穂市下水道事業会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 議席番号5番の日本共産党の小川理でございます。

議案第35号平成31年度瑞穂市下水道事業会計予算について、反対の討論を行いたいと思います。

その理由についてでございますが、先ほどの議案第19号のところでも申し上げましたけれども、消費税の増税に伴う下水道使用料の値上げが行われるわけでございますが、本予算といたしますのは、それを前提にした予算になっておるといふふうに思います。私は、消費税の増税、先ほども申し上げましたけれども、大きな影響を及ぼす中で、もっともっと慎重な審議といたしますか、それがされなきゃならないといふふうに思います。そういう点では大変不十分といふふうに思いますので、以上の理由で反対とさせていただきたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第35号を採決します。

本案に対する委員長報告は、可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立多数です。したがって、議案第35号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第36号市道路線の認定について（その1）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第36号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第36号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第37号市道路線の認定について（その2）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第37号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第37号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第38号市道路線の廃止についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第38号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第38号は委員長報告のとおり可決されました。

議事の都合によりまして、しばらく休憩をとります。再開は10時40分からお願いいたします。

休憩 午前10時23分

再開 午前10時40分

○議長（藤橋礼治君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

日程第24 議案第9号から日程第33 議案第32号までについて（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（藤橋礼治君） 日程第24、議案第9号訴えの提起についてから日程第33、議案第32号平成31年度瑞穂市学校給食事業特別会計予算までを一括議題といたします。

これらについては文教厚生委員会に審査の付託がしてありますので、委員長の報告を求めます。

文教厚生委員長 若園正博君。

○文教厚生委員長（若園正博君） ただいま一括議題となりました10議案につきまして、会議規則第39条の規定により、文教厚生委員会の審査の経過及び結果について報告します。

文教厚生委員会は、3月8日午前9時30分から穂積庁舎議員会議室で開催しました。6名全員の委員が出席し、執行部から、市長、副市長、教育長、所管の部長、次長及び課長の出席を求め、議案ごとに補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

それでは、審査した議案番号順に要点を絞って報告します。

初めに、議案第9号訴えの提起についてを審査しました。

執行部からの補足説明の後、質疑に入り、委員から、給与には所得税などの国税があるが、どうなっているのかとの質疑に対し、国税は滞納があれば国のほうで徴収することになるとの答弁がありました。

また、預金があった場合はどうなるのかとの質疑に対し、給与の差し押さえは法定額を瑞穂市税のほうに充当することとなる。仮に預金があったとしても、貸し付けなどの融資を受けて

いる場合は、銀行が先に差し押さえるので、市税に充当できないとの答弁がありました。

また、訴えるまでに本人と事前に話し合っているのかとの質疑に対し、督促状や催告状を送ったり、分納誓約を取りつけているが不履行であり、納税の意思が見られない。財産調査も行ったが、給与以外差し押さえるものがないとの答弁を受け、このままだと訴えますよということは本人は承知しているのかとの質疑に対し、本人は承知だと思うとの答弁がありました。

また、経費や期間はどのようになっているのかとの質疑に対し、相手方が弁護士をつけ、何度か調停を行った後、最終的には和解になるという認識があり、割と早い段階で決着するものであると考えている。また、弁護士に手数料として回収金額の20%を支払うことになるとの答弁を受け、決定した場合は報告をお願いしたいとの質疑に対し、和解に至った場合は報告をさせていただきたいとの答弁がありました。

また、いつから支払えなくなったのかとの質疑に対し、国民健康保険税は平成26年度から、市・県民税と固定資産税は平成28年度からであるとの答弁がありました。

その後、討論なく、採決の結果、全会一致で可決されました。

次に、議案第10号瑞穂市史編さん委員会設置条例の制定についてを審査しました。

執行部からの補足説明の後、質疑に入り、委員から、配付数の基準はどの質疑に対し、他市町への配付などを考慮し、無料配付などをおおよそ200冊としたとの答弁を受け、もう少し発行部数をふやしてはどの質疑に対し、現在は1,000部を予定しているが、今後、執筆を進めていく段階で、もう少し数をふやしてはどの意見等があれば、委員会などでの発行部数を協議していきたいとの答弁がありました。

また、複数の委員から、市史編さんの期間について質疑があり、昭和50年ごろから初代市長までの32年間と区切った理由は、平成19年までの期間だと20周年事業のときには15年が経過していることになる。切りかえのところまでは歴史が必要ではないかや、合併して瑞穂市が変わっていく内容を入れるのならば、2代目市長まで入れてもいいのではないかなどの質疑があり、瑞穂市史であるため、合併までではなく、いつまでとは難しいところであるが、初代の市長までを区切りとした。今後は、市史編さん委員会や監修者と協議を進め、基本方針、事業計画を策定することになるため、そこで市史編さん期間の協議を行っていきたいとの答弁がありました。

また、300万円の予算の内訳はどの質疑に対し、編さん委員会2回、嘱託職員の賃金、資料収集等調査費、監修者の賃金等であるとの答弁がありました。

また、町史の内容を引き継ぐのかとの質疑に対し、町史を引き継ぐ形で編さんしていく予定であるとの答弁を受け、市民の方の閲覧方法や無料の配付先を検討してはどの質疑に対して、配付先については、今後、委員会等で話し合っていく。また、図書館などの公共施設で閲覧できるように検討したいとの答弁がありました。

その後、討論なく、採決の結果、全会一致で可決されました。

次に、議案第15号瑞穂市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についてを審査しました。

本案については、報告すべき質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で可決されました。

次に、議案第16号瑞穂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを審査しました。

執行部からの補足説明の後、質疑に入り、委員から、なぜ国は専門職大学をつくり、なぜ卒業生を放課後児童クラブの支援員に認めることにしたのか。その背景はどの質疑に対し、専門の学位を持っている方も放課後児童クラブの支援員として従事することができるように改正されていると考えるとの答弁を受け、市の支援策の現状はどの質疑に対し、広報等で職員を随時募集しているが、やめられる方も多く、現状維持が精いっぱいであるとの答弁がありました。

その後、討論なく、採決の結果、全会一致で可決されました。

次に、議案第23号平成30年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を審査しました。

執行部からの補足説明の後、質疑に入り、委員から、市としてお子さんと安心して暮らせる環境づくりのために出産育児一時金の増額を考えているのかとの質疑に対し、平成30年度から県単位化となったため、出産育児一時金についても県内統一していく方向であるとの答弁がありました。

また、基金積立金が当初より大幅にふえ、最終的に3億7,273万2,000円となった要因はどの質疑に対し、収納率の向上と保険者努力支援分の収入が伸びているためであるとの答弁を受け、基金の累計が大きくなっているが、今後、運営をしていくために必要な基金の金額の基準はあるのかとの質疑に対し、1億8,000万から2億5,000万ぐらいと考えているとの答弁がありました。

また、基金の最終的な見込みはどの質疑に対し、今年度は2億5,000万を積み立てる予定であるとの答弁がありました。

また、市民が納めたお金はどのようなプロセスをとるのかとの質疑に対し、平成30年度からは県事業納付金として納め、給付費は県から普通交付金として全て交付されるとの答弁がありました。

その後、討論なく、採決の結果、全会一致で可決されました。

次に、議案第24号平成30年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）を審査しました。

執行部からの補足説明の後、質疑に入り、委員から、健診などの委託料が減ったのは被保険者数が減ったことが原因かとの質疑に対し、当初予算を組んでいたときの想定よりも被保険者

数がふえていないことや、当市は受診率が高いため、通常より予算を多目に組んだためであるとの答弁がありました。

その後、討論なく、採決の結果、全会一致で可決されました。

次に、議案第25号平成30年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第3号）を審査しました。

執行部からの補足説明の後、質疑に入り、委員から、給食費の滞納額はどの質疑に対し、現時点での滞納額は約329万円で、今年度初めには560万円ほどあったので、約230万円ほどの徴収をしているとの答弁がありました。

その後、討論なく、採決の結果、全会一致で可決されました。

次に、議案第30号平成31年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計予算を審査しました。

執行部からの補足説明の後、質疑に入り、委員から、一般会計からの繰り入れを増額してはどの質疑に対し、現段階では当市の国保の運営は健全運営できているので考えていないとの答弁がありました。

その後、討論なく、採決の結果、全会一致で可決されました。

次に、議案第31号平成31年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計予算を審査しました。

本案については、報告すべき質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で可決されました。

次に、議案第32号平成31年度瑞穂市学校給食事業特別会計予算を審査しました。

執行部からの補足説明の後、質疑に入り、委員から、消費税の関係で、学校給食費は軽減税率に関係することだが、食料品というのはどういうものが該当するのかとの質疑に対し、今聞いている段階では、学校給食で購入する野菜や肉類などは軽減税率の措置の対象となるため、現状の8%のままであるとの答弁がありました。

その後、討論なく、採決の結果、全会一致で可決されました。

以上で、文教厚生委員会の委員長報告を終わります。平成31年3月19日、文教厚生委員会委員長 若園正博。

○議長（藤橋礼治君） これより議案第9号訴えの提起についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 議席番号5番、日本共産党の小川理でございます。

反対討論を行わせていただきたいと思います。

まず私は、今回の事案といいますのは、訴えによらなければ解決できない、そのような事案なのか、その点ではやはり疑問が残りますので、賛成はできません。

以下は幾つかの具体的な理由を述べさせていただきたいというふうに思います。

まず1つは、訴えを起こして債権を差し押さえる、このような徴収方法は、一時的には収納率が向上します。しかし、それでは市民と行政との信頼関係は損なわれてしまいます。また、健全な納税者を育てることにはならないことは明らかだと思います。

2つ目の理由でございますが、市税などの滞納者においては、その生活に何らかの異変が起きていることのメッセージであります。また、今回の事案のように債権の支払い拒否をされておられる方についても同様だというふうに思います。したがって、いわゆる悪質な滞納者であると早計に決めつけてよいのでしょうか。私は、納税者の視点に立って事情をよく聞くことが何よりも大切だというふうに思います。

3つ目の理由でございますが、行政の大切な役割は、一人一人の市民の生活を応援することです。税の滞納者においては、生活に何らかの異変がある人こそ、そのことがより丁寧に求められているというふうに思います。

また、納税相談におきましては、納税者の権利や人権が尊重されることが最も必要であります。納税の緩和制度の活用については、相談者に十分周知をされてきたでしょうか。また、職員自身も、そのことをよく周知をして、熟知をしていることは言うまでもないことではありますが、実際の納税相談の場では、そうではない対応があることも事実でございます。

私は、訴えを起こす前に、税の徴収行政を根本的に見直す、このことがまず必要だというふうに思います。

以上が反対の理由でございます。

○議長（藤橋礼治君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第9号を採決します。

本案に対する委員長報告は、可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立多数です。したがって、議案第9号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第10号瑞穂市史編さん委員会設置条例の制定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第10号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第10号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第15号瑞穂市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についての委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第15号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第15号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第16号瑞穂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第16号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第16号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第23号平成30年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第23号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第23号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第24号平成30年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第24号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第24号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第25号平成30年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第3号）の委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第25号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の

方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第25号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第30号平成31年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 議席番号5番の日本共産党の小川理でございます。

平成31年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計予算について、反対の立場から意見を述べさせていただきます。

私は、今回、見てみますと、県への事業納付金、これは平成31年度は約13億4,800万円でございますが、これは前年度と比べますと約3,790万円の減になっています。しかし、その一方で国民健康保険の基金は、平成29年度末で約5億8,000万円だったのですけれども、平成30年度末には約9億400万円の見込みになるということでございます。つまり基金は30年度の1年間で約3億2,000万円もふえるということになります。これは前年比で比べますと156%の増になります。なぜ基金がこのようにふえたのか、その要因を検討した上で予算が提出される必要があるというふうに思います。

基金がふえるのは、保険税が高過ぎるからでございます。保険税の滞納世帯は、加入世帯1万609世帯の加入世帯に対して、過年度の滞納世帯は1,506世帯、つまり加入世帯の14%に当たります。これは加入世帯の約7世帯に1世帯が滞納世帯ということになります。さらに深刻なのは、この高過ぎる保険税が払えなくて、2017年度の差し押さえ総件数は328件になると思われれます。滞納世帯の約2割強でございますけれども、この差し押さえ総件数は県下21市の中で3番目という少し異常な状況ではないでしょうか。

そもそも国民健康保険は、相互扶助、共助の事業ではございません。国民健康保険法、その第1条で社会保障であると明記をされております。さらに、国民皆保険といいまして、他の医療保険に加入できない方は強制的に国保に加入しなければなりません。国保に加入される方は、

所得の低い非正規の労働者の方、また少ない年金収入しかない高齢者が約8割を占めていると言われます。これが国民健康保険に加入されている方々の多くでございます。ですから、全国知事会でも、その保険料の、あるいは保険税の負担が限界を超えている、国に対して国庫負担の増額を繰り返し要望しているわけでございます。

また、全国知事会は、せめて協会けんぽ並みの保険にすることが必要だと要望をしておられます。全国知事会は、公費1兆円の投入がされるならば、このような協会けんぽ並みの保険ができるということを要望されているわけでありまして。また、私ども日本共産党は、この公費の1兆円が投入されますと、均等割、平等割を廃止して、いわゆる協会けんぽ並みの保険税にしてあげることができると提案をしておりますけれども、私が一般質問でもお尋ねしましたように、この瑞穂市においても、そのことが行われるならば、いわゆる協会けんぽ並みの保険税になるということが答弁でもされており、明らかでございます。

私は、このような抜本的な保険料の引き下げ、これを国に要望するとともに、同時に地方自治体がそれ自身の努力で保険税を引き下げる、このことが必要だというふうに思います。しかしながら、瑞穂市の国民健康保険事業は、先ほど申し上げましたように、相互扶助、共助が強調されておりまして、まず差し押さえありきの徴収行政になっているのではないのでしょうか。私は、当面、多過ぎる国保基金、これを活用して、誰もが安心して医療が受けられる、また誰もが安心して保険税を納めることができる、このような引き下げが必要だということを思います。

以上が反対の討論とさせていただきます。

○議長（藤橋礼治君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第30号を採決します。

本案に対する委員長報告は、可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立多数です。したがって、議案第30号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第31号平成31年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 5番 小川理君。

○5番（小川 理君） 議席番号5番、日本共産党の小川理でございます。

平成31年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計予算について、反対討論をさせていただきます。

以下はその理由を述べさせていただきたいというふうに思います。

平成31年2月8日に平成31年第1回岐阜県後期高齢者医療広域連合議会が開催をされております。これは今議会でも市長の行政報告があったとおりでございますが、議案は6件でございます。しかし、採決が行われました4議案のいずれもが、質疑の通告も1件もない、討論の通告も1件もなく、原案が可決をされております。私は、こうした状況では議員あるいは議会の役割が果たされていると言えないというふうに思います。議員として出席されました瑞穂市の市長も、やはり同様ではないでしょうか。提案された議案には、低所得者に対する保険料、これは所得割の軽減措置ですけれども、基礎控除後の所得金額が58万円以下の低所得者に、これまで一律の2割軽減が行われてきましたけれども、この軽減措置を廃止する、なくすための所要の改正が含まれております。にもかかわらず、質疑、討論もなし、これで果たしていいのでしょうか。

後期高齢者医療制度は、そもそも年齢で区切り、高齢者を別枠の医療制度に追い込んで、高齢者への負担と差別というものを押しつけるものだというふうに思います。だからこそ政府は、この非難をかわすために、低所得者への軽減特例の措置が設けられてきました。ですから、これを廃止という意味では、やはり安心して後期高齢者の皆さんが医療を受けることができない、こういうことを申し上げまして、以上で反対の理由とさせていただきます。

○議長（藤橋礼治君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第31号を採決します。

本案に対する委員長報告は、可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立多数です。したがって、議案第31号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第32号平成31年度瑞穂市学校給食事業特別会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 5番 小川理君。

○5番（小川 理君） 議席番号5番、日本共産党の小川理でございます。

反対討論を行わせていただきたいというふうに思います。

昨年7月、文科省が行いました学校給食費無料化の調査結果は、給食費の完全無料または一部補助をしている自治体が全国で3割近くにも広がっていることが明らかになりました。また、この岐阜県下で申し上げますと、高山市が来年度から給食費の3分の1を市で補助するとしております。

文科省は、学校給食法について、自治体が食材費を負担することは禁じない、その旨を明らかにしておりますけれども、ところがこれを根拠にして助成をしないというふうに、この瑞穂市ではそれを拒んでおるわけでありましてけれども、私は、これは明らかに文科省の見解とは矛盾するものであるということを申し上げたいというふうに思います。

もとより義務教育は無償とすることが憲法の理念でございますから、この立場に立って軽減を図ることが私は必要ではないでしょうか。とりわけ多子世帯への軽減を行う、この助成が必要というふうに考えます。

以上が反対の理由でございます。

○議長（藤橋礼治君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第32号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立は多数です。したがって、議案第32号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第34 議案第11号から日程第39 請願第1号までについて（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（藤橋礼治君） 日程第34、議案第11号瑞穂市犯罪被害者等支援条例の制定についてから日程第39、請願第1号「本年10月からの消費税増税延期を求める意見書」提出を求める請願までを一括議題といたします。

これらについては総務委員会に審査が付託してありますので、委員長の報告を求めます。

総務委員長 若園五朗君。

○総務委員長（若園五朗君） ただいま一括議題となりました議案5件及び請願1件につきまして、会議規則第39条の規定により、総務委員会の審査の経過及び結果について報告いたします。

総務委員会は、3月11日の午前9時30分から穂積庁舎議員会議室で開催しました。6名全員の委員が出席し、執行部から、市長、副市長、政策企画監、会計管理者及び所管の部課長、また、一般会計予算の説明のため、当委員会所管以外の教育長、各部長、教育次長にも出席を求め、議案ごとに補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

それでは、審査した議案順に要点を絞って報告します。

まず、議案第22号平成30年度瑞穂市一般会計補正予算（第4号）を審査しました。

本案について、ほかの常任委員会でそれぞれの所管部分について協議された結果、意見の報告はありませんでした。

執行部より補足説明を受けた後、質疑に入り、委員から、市たばこ税の今後の見通しはどの質疑に対し、健康志向であるとともに、喫煙者の減少や電子たばこへの移行により、減収傾向が続くと想定しているとの答弁がありました。

また、民生費を減額している理由はどの質疑に対し、扶助費は決算見込みにより減額し、自立相談支援事業等委託料については、今年度の契約ができなかったため減額としたとの答弁がありました。

また、下水道基本計画業務委託料の減額はどのようにしてかとの質疑に対し、契約差金として減額し、繰り越すことになるとの答弁がありました。

また、下水道基本計画の見通しはどの質疑に対し、委託業務契約の成果品納入後、業務の進捗状況に合わせて認可図書の提出を考えたいとの答弁がありました。この答弁を受け、認可図書が提出されれば事業が進むという意思表示になるが、本気で進めるのかとの質疑に対し、雨水対策も下水道事業のもう一つの役割であり、水害を防ぐという観点においても下水道整備が

大切であると再認識し、それをしっかり地元で話を進めていきたいとの答弁がありました。

その後、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第29号平成31年度瑞穂市一般会計予算を審査しました。

本案についても、ほかの常任委員会でそれぞれの所管部分について協議された結果、意見の報告はありませんでした。

執行部より補足説明を受けた後、質疑に入り、委員から、小簾紅園整備事業は改修するだけの価値があるのかとの質疑に対し、石碑や案内看板等、読めない部分もあり、もみじも老朽化しているので、皇女和宮の降嫁を記念してつくられた公園でもあり、再整備をしていきたいとの答弁がありました。この答弁を受け、小簾紅園に行くまでの街道沿いには全く魅力がない。小簾紅園の整備より途中の街道沿いの整備をするべきではないのかとの質疑に対し、中山道全体の整備構想は既にあり、初めに小簾紅園を整備するものであり、今後、中山道の景観を保った整備を考えていきたいとの答弁がありました。

また、(仮称)中山道大月多目的広場を整備する費用は6億1,000万円にもなるのかとの質疑に対し、6億1,000万円は整備予定費用の上限であり、3年間で整備していきたいとの答弁がありました。

また、(仮称)中山道大月多目的広場の財源には国や県から補助金はないが、財源の協議はされたのかとの質疑に対し、財源については、さまざまな機関と協議し、3年目に予定している芝生広場の整備にはt o t o (スポーツ振興くじ助成)の補助を6,000万見積もっているとの答弁がありました。

また、検討会で審議している11名の委員に偏りがある。その中で、公平・公正な意見が出てくるわけがない。なぜ旧穂積町の自治会長が入っていないのかとの質疑に対し、周辺の方によく知ってもらいたいので、地元の方に入ってもらったとの答弁がありました。

また、学校無線LAN整備工事より体育館に空調設備を設置することが優先すべき事業ではないのかとの質疑に対し、空調設備の設置は、補助金もなく、コスト的にかなり難しい。暑さ対策としては、体育館に大型ファンの設置を新年度に考えている。無線LANを整備については、平常時は学校のICT教育のために有効に活用させてもらいたいとの答弁がありました。

また、ことし4月から放課後児童クラブに希望されていても入れない児童はいるのかとの質疑に対し、待機児童は、穂積小20名、本田小13名であるとの答弁がありました。

また、校区内の放課後児童クラブに入れなかった児童に対し、あいているクラブにタクシー移動する対応でいいのかとの質疑に対し、検討した末の対応である。できれば校区内の放課後児童クラブで対応したい。学校周辺も検討しているとの答弁がありました。

その後、休憩をとり、委員会再開後、広瀬武雄委員から、(仮称)中山道大月多目的広場の6億1,000万円は余りにも大きな予算であり、3年間の継続費の承認ではなく、単年度ごとで

の議会の承認にしてほしいとの理由により、議案第29号平成31年度瑞穂市一般会計予算に対する修正案が提出されました。

修正案の提出を受け、執行部に対して、9月補正で2,700万円の設計監理委託料を可決した。これは全体計画だと思われるが、もしこの修正案を可決されれば、それぞれ別々に設計となるのか。毎年工事を行うことができるのかとの質疑があり、2,700万円は8月末まで繰り越しをして、全体の基本設計、詳細設計をしている。設計は3年分であるが、工事は年度ごとに分けることができるとの答弁がありました。

また、修正案提出者に対し、（仮称）中山道大月多目的広場の予算6億1,000万は全体計画である。それを年度ごとに継続費で負担を軽くする意味で行っていると思われる。パブリックコメント等で市民の意見を聞き、どのような公園にするのか全体像を考えた予算なので、年度ごとに予算計上するのは筋違いであると考え、どうかとの質疑に対し、修正案提出者は、緻密な予算案を皆さんの意見の中で協議・検討していくには、余りにも大ざっぱ過ぎる考え方である。年度ごとに検討するほうが財政的にはよい結果が出るという考え方であるとの答弁がありました。

さらに、せっかく皆さんの意見を聞いた全体計画を、また2年目も意見を聞くのかとの質疑に対し、その都度ワークショップを行っても、時代の変遷があるので、単年度ごとの検討がよいとの答弁がありました。

その後、討論はなく、採決の結果、修正案は賛成少数で否決されました。

次に、原案について採決を行った結果、賛成多数で原案のとおり可決されました。

続いて、議案第11号瑞穂市犯罪被害者等支援条例の制定についてを審査しました。

執行部より補足説明を受けた後、質疑に入り、委員から、市民の立場ではどうかかわっていけばいいのか。困っている人の情報をキャッチしたら、その立場に立って正しく理解するというイメージでいいのかとの質疑に対し、そのとおりで、周りの理解が不可欠であり、そういった部分を市民に広めることにこの条例の意味があるとの答弁がありました。

その後、討論はなく、採決の結果、全会一致で可決されました。

次に、議案第13号瑞穂市職員定数条例及び瑞穂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを審査しました。

この議案については、報告すべき質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で可決されました。

次に、議案第14号瑞穂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを審査しました。

執行部より補足説明を受けた後、質疑に入り、委員から、市の規則で定めるとあるが、民間では労働組合がある。公務員の場合は内容の要件規定はどのように決めていくのかとの質疑に

対し、国家公務員は人事院規則に委任、地方公務員の場合は規則等で定めているとの答弁がありました。

その後、討論では、1カ月100時間とか80時間働いたら過労死になってしまうので、その理由をもって反対するとの反対討論がありました。

採決の結果、賛成者多数で可決されました。

最後に、請願第1号「本年10月からの消費税増税延期を求める意見書」提出を求める請願について審査しました。

初めに、紹介議員である小川議員より請願の趣旨説明があり、その後、質疑に入りました。

委員から、国の財政がどうなっていて、どのようにすればいいのか。莫大な借金を抱えている。それを少しでも減らし、社会保障の充実を図っていくためには、やはり消費税というものは避けて通ることはできない。次に10%から12%になるかもしれない。この時期に今回上げておかないと次にも影響してくるので、今上げておかないと日本の国の財政を考えると限界ではないかとの質疑に対し、消費税を上げて、法人税の減税で減収になるなら、消費税は法人税の穴埋めになるだけなので財政再建はできない。財源をつくるには、株取引などの富裕層への税を強化することが必要であるとの答弁がありました。

その後、執行部から請願の審査の参考とするための補足説明がありました。

その後、討論に入り、消費税によって安定した社会保障費の財源確保を政府が進めており、社会保障費の財源を確保するためにも、すぐに増税を行っていただきたいので、反対であるとの反対討論の後、地域経済の振興、地域社会の持続的発展のためにも、消費税の10%アップは10月にやるべきではないとの賛成討論がありました。

その後、採決に入り、採決の結果、賛成少数で不採択とすべきものとなりました。

以上で、総務委員会の委員長報告を終わります。平成31年3月19日、総務委員会委員長 若園五朗。

○議長（藤橋礼治君） これより議案第11号瑞穂市犯罪被害者等支援条例の制定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第11号を採決します。

本案に対する委員長報告は、可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第11号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第13号瑞穂市職員定数条例及び瑞穂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 議席番号17番 松野藤四郎でございます。

ただいま議案第13号瑞穂市職員定数条例及び瑞穂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例ということで、要は瑞穂市の消防職員が岐阜市消防職員に身分統一ということで改正するものでございますけれども、北方町とか本巣市、それから瑞穂市が岐阜市と一緒にするわけですが、給与体系が多分大分違うと思うんですね、ラスパイレスが。そこら辺の比較と、瑞穂市からは70名の方の身分が岐阜市になるわけですが、北方とか本巣市、そこら辺は何名ぐらいになるのか。

それから、もう一点ですが、瑞穂市の職員定数条例でいきますと、今までは436名が366名となります。市長の事務部局には消防担当がいますから70名減りますのでわかりますが、教育委員会の事務部局の人ですね、今まで179名でしたが、今回の改正では174名となっておりますが、そこら辺の減員された内容は総務委員会で話し合われたのか。委員長報告で何もないということですが、ひとつよろしく願います。

○議長（藤橋礼治君） 総務委員長の若園五朗君。

○総務委員長（若園五朗君） ただいま松野藤四郎議員に質問いただきましたが、消防職員の給与体系、あるいは北方、本巣の職員が何名かということについて、あるいは職員の436から366名、消防職員から70名なくなったということについて、そして教育委員会の179名が174名のことについて、全て委員会においては質疑はありませんでした。以上です。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第13号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第13号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第14号瑞穂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 議席番号17番 松野藤四郎でございます。

議案第14号の関係でございますけれども、委員長報告によりますと、討論の中では1カ月100時間とか80時間働いたら過労死があります。これはもう当然ですけれども、資料の14-2の中に、議案第14号の資料14-2ですけれども、ここら辺の関連した話をされていると思えますけれども、要はここに書いてある人事院報告の抜粋、これが市の規則で定められると思うんですが、その規則が出ておりませんのでよくわからないんですが、そういった規則もあわせてこの議案の中に入れておくのは当然だと思うんですが、委員会でそのような話をされましたでしょうか、確認します。

○議長（藤橋礼治君） 総務委員長 若園五朗君。

○総務委員長（若園五朗君） 松野藤四郎議員の質問ですけれども、総務委員会ではそのような質疑はございませんでした。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 委員会の中ではそういった話がないということでございますけれども、要は時間外の話ですよ。1時間45分の話じゃなくて、仕事が早出だとか遅出のときの、あるいは夜間の勤務、そういったことになるわけですけれども、やはり職員の健康があって行政の運営ができていくんだと、そういうふうに思いますし、例えばこの抜粋の中に、年次休暇

を5日以上確実に使用するんだと、こういうことまで言っていますので、委員会の中で話し合いがなかったか知りませんが、人事院からそういう話が出ていますので、規則の中にしっかりと入れてほしいと思いますし、執行部は、議案を出してくるときには、規則に準用してやっていくと言っていますので、そういった資料もあわせて議案の中に今後提出していただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 議席番号5番の日本共産党の小川理でございます。

私は、議案第14号瑞穂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、反対討論をさせていただきたいというふうに思います。

先ほど松野藤四郎議員が質問されておりましたけれども、総務委員会の中では、この規則については、14-2の資料にある人事院の報告、これに基づいて規則を設けると、こういうような説明がございました。私は、この人事院報告に基づいて勤務時間が決められますと、1カ月100時間あるいは1カ月80時間、この超過勤務時間というものを容認することになるというふうに思います。これは大変問題があるというふうに思います。

委員会でも、私、紹介をさせていただきましたけれども、厚生労働省のホームページにはこのようなことが書かれております。過労死とは何かということでは、業務における過重な負荷による脳・心臓疾患や業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする死亡や、これらの疾患のことをいうというふうに言っております。

また、長時間労働と過労死との関係も、これについては医学的知見が得られているということも明記をされております。具体的には、労働災害認定基準においては、週40時間を超える時間外・休日労働がおおむね月45時間を超えて長くなるほど、業務と発症との関係性が徐々に強まり、発症前1カ月におおむね100時間、または発症前2カ月ないし6カ月にわたって1カ月当たりおおむね80時間を超える時間外・休日労働が認められる場合には、業務と発症との関係性が強いと評価できるとされています。これは、いわゆる医学的知見に基づいて、このような厚生労働省のホームページにも掲載されているわけでございます。

これに照らし合わせますと、今回、このような1カ月100時間あるいは1カ月80時間という

ことになりますと、本当にこの過労死が起きても不思議ではない。あるいは、過労死がなくても、鬱病あるいは精神疾患によって、こういった職員の人たちが出てくる。このことは大変危惧されるところだというふうに思います。

あえて申し上げますと、この厚生労働省の大臣告示というのがございますけれども、このような基準を定めております。週15時間、月45時間、年360時間を定めておりますけれども、これをやはり、勤務時間、これに基づいて、私は本来なら法制化すべきだというふうに思います。

次に、年次有給休暇の促進が言われております。私は、この瑞穂市の市職員では労働組合がございません。ですから、私、本来ならこの年次有給休暇の促進ということではいいまして、労働組合の皆さんとしっかり話し合いをされて、どうしたらこの年次有給休暇の促進が図れるかと、こういうことが私は必要だと思います。もしなければ、職員の皆さんの現状または御意見、しっかりこれを踏まえて、こうした規則を定めていくことが必要だというふうに思います。

今回は、先ほども申し上げましたように、公務員人事に関する報告、これは資料14-2で出されておりますけれども、この人事院報告に基づいて規則を定めるというふうにされておるわけでありましてけれども、これでは、私、[※]片手落ちだというふうに思いますね。本来なら、職員の皆さんの意見をしっかり踏まえていただいて、こうした規則が定められる必要があるというふうに思います。

もとより有給休暇は本人の希望に基づいて、これが、有給休暇がとれるように保障していく、こういう職場をつくっていくということが大事でありますので、決して今回のように、上司の指示でもって、休暇の計画表に従って有給休暇をとりなさいと、これは筋が違うということを申し上げておきまして、以上の理由でもって反対討論とさせていただきます。

○議長（藤橋礼治君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

賛成者の方、ございませんか。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第14号を採決します。

本案に対する委員長報告は、可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立多数です。したがって、議案第14号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第22号平成30年度瑞穂市一般会計補正予算（第4号）の委員長報告に対する質疑を行います。

※ 後刻訂正発言あり

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第22号を採決します。

本案に対する委員長報告は、可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第22号は委員長報告のとおり可決されました。

議事の都合によりまして、しばらく休憩をとります。1時30分から再開をいたします。

休憩 午前11時53分

再開 午後1時34分

○議長（藤橋礼治君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 議席番号5番の日本共産党の小川理でございます。

議案第14号瑞穂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についての反対討論の中で、不適切な発言があったというような指摘をいただきました。私その指摘を受け入れさせていただいて、その部分、[※]不十分であるというように発言を修正させていただきたいと思います。よろしく願います。

○議長（藤橋礼治君） ただいま小川理君から本日の会議における発言について、会議規則第65条の規定によって訂正したいとお申し出がありました。したがって小川理君からの発言の訂正を許可することに決定をしました。

議案第29号平成31年度瑞穂市一般会計予算に対し、広瀬武雄君ほか2名からお手元に配付しました修正の動議が提出されています。したがってこれを本案とあわせて議題とし、提出者により趣旨説明を求めます。

12番 広瀬武雄君。

※ 訂正発言

○12番（広瀬武雄君） 議席番号12番 広瀬武雄でございます。

ただいま議長より修正案の趣旨説明をせよとの御指示でございますので、発議者である私からその趣旨を説明させていただきます。

簡単明瞭にいきたいと思いますが、現在、御存じのように我が国の地方自治体では、諸施策を推進するためには、やはり住民に対する説明責任の追及と意思決定プロセスにおける透明性の向上がより一層不可欠でありますことは御存じのとおりでございます。

とりわけ限られた財源のもとで、幾多の政策目標を達成するためには、優先的に取り組むべく行政活動を明らかにし、その上で適正な資源配分を行うことが自治体にとっての喫緊の課題であり、あれもこれもから、あれかこれかへのパラダイムシフトが急務となっている現状でございます。

そのような観点から、このたび議案第29号平成31年度瑞穂市一般会計予算に対する修正動議を、鳥居佳史議員、松野藤四郎議員の賛成者を得まして提出させていただいたところでございます。

その内容は、別紙のとおりでございますが、地方自治法第115条の3及び瑞穂市議会会議規則第16条の規定により提出するものでございます。

その修正案の内容を読ませていただきます。

お手元に資料が配付されていると思いますが、議案第29号平成31年度瑞穂市一般会計予算の一部を次のように修正する。

第2条を削る。

第3条中「第3表」を「第2表」に改め、同条を第2条とする。

第4条中「第4表」を「第3表」に改め、同条を第3条とする。

第5条を第4条とし、第6条を第5条とする。

第2表を削り、第3表を第2表とし、第4表を第3表とする。

以上がその修正案の内容でございます。議員の皆様方にありましては、さまざまなお立場があろうかと思っておりますけれども、賢明なる考えのもと、この修正案に対し適切なる判断をいただきますよう、よろしく願い申し上げまして私の趣旨説明にかえさせていただきます。

○議長（藤橋礼治君） これで趣旨説明を終わります。

本案の委員長の報告は、原案を可決するものです。

これより委員長報告及び修正案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○4番（鳥居佳史君） 議席番号4番、無所属の会の鳥居佳史です。

若園総務委員長にお聞きします。

委員長報告の14ページの上の段の4行目から下水道計画の見直しはとの質問に対し、委託業務契約の成果品納入、この成果品と、その後ろにある業務の進捗状況に合わせて認可図書とあります。この成果品の中にこの認可図書が含まれているという認識でよろしいのでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

○総務委員長（若園五朗君） ただいまの鳥居議員の下水道の認可図書と成果品のことについては、委員会での質疑はございませんでした。議論はしておりません。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○4番（鳥居佳史君） ということだと、それに関連して業務の進捗状況に合わせて認可図書の提出を考えたいと。その次に認可図書が出されればということですがけれども、これは地元の方の了解が得られていなくても、交渉を続けながら認可図書の提出をする可能性もあるという解釈でよろしいんですか。

〔発言する者あり〕

○4番（鳥居佳史君） 補正かこれ。失礼。本当だ。そうやね、ごめん。

じゃあ。

○議長（藤橋礼治君） 改めて鳥居佳史君。

○4番（鳥居佳史君） 大変失礼しました。私が質問する場と時間を間違えて大変失礼しました。

○議長（藤橋礼治君） ほかにございますか。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 杉原克巳君。

○6番（杉原克巳君） 議席番号6番 杉原克巳でございます。

議案第29号平成31年度瑞穂市一般会計予算につきまして、総務委員長にちょっと質問をさせていただきます。

皆様方、お手元にきょう御持参されておるとおもいますが、31年度の予算概要の14ページをちょっと見ていただきたいと思います。

歳出のほうでございますけど、ここに節別で要するに13番に委託料という費目がございます。これは平成31年度の予算でいきますと31億775万8,000円ということになっております。総支出、総歳出が176億5,000万のうち、要するに構成比が17.6%を占めておるということでございまして、ちなみに30年度の予算を見ますと、これも委託料ということで、28億8,576万4,000円で、30年度の歳出予算額は176億ということになっておりまして、この30年度の委託料の要するに構成比は、私試算をしましたところ16.4%になっておるということで、この31年度の30年度対比でいきますと、ここに増減ということで2億2,199万4,000円の増になっておるというこ

とでございます。

何を言いたいかということは、要するにここの資料を、歳出のところを見ていただきますと、項目20番目の扶助費について委託料ということが31億ということで……。

[「一般会計全体の質疑です」の声あり]

○6番(杉原克巳君) 一般会計全体の質疑をしておるわけですよ。

そういうことで、今、この状況から言いますと176億のうちに31億700万も占めておるということで17.6%、それも増減率が30年度の29年対比におきましても、これも非常に高い伸びになっておるわけなんですね。

ですから、委託料といいますのは、これは業務委託ということで外部のほうに委託をしておられまして、それぞれ予算編成の段階におきましても積算をシビアにやっておられるというふうに私は思っておるわけなのでございますが、この31年度の予算編成に当たりましても、要するに予算編成の基本的な方針ということで、スクラップ・アンド・ビルドの徹底ということで一般財源の抑制、それから財源の確保、将来を見据えた予算要求ということになっておるわけなんです。

ですから、先回の総務委員会でこの資料をもとにして、いろいろ議論百出ということでやっておられると思いますけど、ここら辺の議論をされたのかどうかということを総務委員長にお尋ねをいたします。以上でございます。

お答えをお願いいたします。

○議長(藤橋礼治君) 総務委員長 若園五朗君。

○総務委員長(若園五朗君) ただいまの杉原議員の質疑でございますけれども、予算概要の14ページの委託料等の件、30年度、31年度対比、そして全体事業費のどのぐらいの割合を含めてどうかということを含めまして、そういうような内容については、委員会では質疑はしておりません。以上で御理解ください。

○議長(藤橋礼治君) ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者あり]

○議長(藤橋礼治君) くまがいさちこ君。

○16番(くまがいさちこ君) 質疑は2つあります。1つは提案者に対して、もう一つは執行部に対してです。

まず提案者に対してですが、先ほどの趣旨説明で、削るという意味はわかりました。あれかこれか。あれもこれもじゃなくて、あれかこれかという判断が必要なので削るべきだと。それはわかりましたけど、その理由のもとに、なぜこの大月の事業をもっと厳しく見るべきだということですよ、3年間のを1年ごとに分割する。何でこの大月の事業をあれかこれかというか、厳しく見るべきなのかという理由は、ちょっと私なかったように思うんですけど、それを

お聞きします。

それから執行部に対しては、もしこの修正案が通った場合、1年ごとに予算を上げるわけですね。31年度は1億円、32年度は3億円だったかな、33年は2億円、全部で6億1,000万ですが、こういうふうにするべきだということなんですが、だから修正案はことしの1億円だけ出すべきだと、結果的に3つ年度に分けるべきだということですが、こうもし修正案が通った場合、事業はどのようになりますか、やり方として。この2つです。

これは一括でいいですね。

[「はい、いいです」の声あり]

○16番（くまがいさちこ君） よろしくお願ひします。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬武雄君。

○12番（広瀬武雄君） ただいまのくまがい議員の質問にお答えいたしますが、要はワークショップも検討会も合計で2回ずつ行われております。しかしながら、その場においてこのように6億1,000万もかかるという前提の中で皆様方が御協議されたのかどうか非常に不明確であったということ。それから、いまだに私は、これは文教厚生委員会でも出ましたが、我々には設計上の図面しか渡されていないという中で、判断材料に非常に欠けるということから、6億を一遍に認めてしまうということに若干の不安を感じていたのが事実でございます。

したがって、とりあえずはこの大月運動公園の整備に反対ではありませんけれども、やっていただければいいんですが、最初は1億からスタートして、その後、その都度都度いかなものかという検討会を開いていただきながら進めていただく、こういう手はずでやっていただきたいという趣旨がその中には含まれております。

内容をホームページで見えますと、ワークショップの中も、先ほど私が申し上げましたように、あれをやってほしいこれをやってほしい、当然そうなると思いますが、しかしながらその前提には予算というものがあまして、これほどかかるけれども、それでもそれをやらなければならないのかという協議は全く見えてきていないということでございます。

そういうことから修正案を提出させていただいたと。来年度は来年度、再来年度は再来年度でまた皆さんと一緒に協議していけばいいという考え方でございますので、よろしく御理解をいただきたいと。以上です。

○議長（藤橋礼治君） 山本教育次長。

○教育次長（山本康義君） 分けたときの御質問でございますが、6億1,000万という予算でございます。大変多額な金額ではございますが、やっぱり瑞穂市のための公園ということでランドマーク的なものを、瑞穂は人が呼べるんだというようなところをやっぱり出したいというふうに思っています。

なぜゆえにその6億1,000万をということでございますけれども、なおかつ分けた場合とい

うことですが、分けますと、またその都度その都度と時間がかかりますといいますが、工事を出しますよね、その間またタイムラグが起きます。それと積算の経費がまたかかってくるわけなんですね。今、6億1,000万で全体で一括で契約させていただいて、年次割で予算を組んでいる。この予算に関しましては、出来高で払っていく予算を組んでおりますので、31年度は1億というものは、31年度中は詳細設計が終わって工事着手して4カ月ぐらいでしょうか、そのぐらいを見ておりますので、その分が1億ということですので、1億そのものというもののそもそもの計算が6億1,000万の分割でということ計算しておりますから、やっぱり大変夢でございました、長く時間がかかっております、できるだけ短時間で夢を実現させるということと、経費を下げるといってこの手法を選んでおります。

継続費という手法を選ばせていただいて、効率よくやっていきたいという当初設計がございますので、これをお認めいただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 8番 森治久君。

○8番（森 治久君） 議席番号8番 森治久でございます。

議長にお許しをいただきましたので、今、修正動議が出されたところでございますが、執行部にもお尋ねできるということでございますので、執行部に対してお尋ねをさせていただきます。

今回、先ほど委員長報告にもございました（仮称）中山道大月多目的広場を整備する費用は、6億1,000万円にもなるのかとの質疑に対してということで、6億1,000万円は整備予定費用の上限であり、3年間で整備していきたいと執行部のほうから答弁がございました。

この上限6億1,000万というのは、第1期工事としての6億1,000万であるのか、大月多目的広場、こちらはこれをもって総事業としての6億1,000万なのかということをお尋ねさせていただきます。

それは、やはり今、瑞穂市が合併して15年たちまして、他市町、近隣市町に誇れるような施設というものが私はないのではないか、この15年間の間で。ということは、今、バイパス沿いに市民球場がございます。これは野球場とサッカー場が併設されておりますが、これもせっかく大月にこのような施設をつくるのであれば、しっかりと2期工事、3期工事の中で、そちらに隣接する形の中で、北であろうが南であろうが、また西であろうが、またこれを地域住民の方にもしっかりと御相談、御理解をいただいた上で、しっかりと近隣市町に誇れる施設を今こそつくるべきではないかと私は考えます。執行部にお尋ねをさせていただきます。以上です。

○議長（藤橋礼治君） 山本教育次長。

○教育次長（山本康義君） 今の御質問でございますけれども、修正案に対する影響ということ

でございますので、私どもの今計画しているのは、あくまでも芝生を中心としたという広場でございますので、議員が言われるような専門的なスポーツ施設というものはやっぱり考えておりませんので、よろしくお願いたしたいと思えます。

6億1,000万につきましては、1期工事、2期工事、3期工事と文教厚生にも手続上出させてもらっています。段取ってやらせてもらっています。それから総務のほうにもお話をさせてもらっています。そこで1期、2期、3期という工事で分けて積算してある状況でございますが、全体的には一括で契約するというところでございますので、よろしくお願いたしたいと思えます。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 森治久君。

○8番（森 治久君） 6億1,000万が上限であるというような御答弁であったかと思えます。少なくともこの3カ年では6億1,000万というお答えであったと今理解しましたが、私はこの後にt o t oの6,000万も補助として見積もっておるということでございます。3年間での第1期工事とするならば、これでの6億1,000万を上限とした整備、またその後は複合施設として未来永劫瑞穂市が他市町、近隣市町にも利用していただけるぐらいの施設を私はつくるべきということを御提案だけ申し上げて質問を終わらせていただきます。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 議席番号17番 松野でございます。

ただいま31年度の一般会計予算の件でございましたけれども、二、三点委員長にお願いをしたいと思えます。

1つは、学校LANの関係、学校無線のLANの整備工事、これは総括質疑、あるいは機会を捉えて確認をしておるんですけれども、この学校無線LAN整備というのは、もともとは総務省の話ですよ。総務省が防災関係で使いたいということで国のほうは施策を上げてきております。じゃあこれはどうかといいますと、総務省は、今は携帯電話等でいろいろ情報等もやっていますけれども、基地局が不良になった場合に代わりをするような格好で無線LANで防災関係のことをするというのが趣旨でございます。

今回の予算は、教育費で上がっておるわけですね。普通、総務費ならいいんですけれども、教育費で上がっているということは、学校教育の中でこれを使うと言っていますね。こっちに重きを置いておるということですよ。総務省の言っている防災関係に使えと言っていることを、そして学校にもそういった避難所があるから、生徒たちにも使ってもいいよと言っておるわけやね。ただ予算が教育費で上がっておるのが僕はおかしいと思うんですよ。そこら辺を議論さ

れているか。

それと、この予算の国への申請、これは、執行部はいつされたのか。確実に予算が交付されているのか、ここについて確認をしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 総務委員長 若園五朗君。

○総務委員長（若園五朗君） 17番 松野議員の質疑ですけれども、まず今回の学校無線LANの予算ですけれども、1億1,199万が予算に上がっているわけですが、なぜこのような対応をしたかということで、総務委員会のほうでいろいろと御説明があった中で、具体的に、現在の学校の無線LANの回線は古いということで、総務省の防災用補助金をもって行くと。総務省の対象は、あくまでも学校の廊下でありまして、全体の構築をやるのは、一応中学校3校と小学校7校で10校をやるということで、今までの古いのを新しく更新するのでお金がかかるということで、10校ある中でもし1校1,000万かかれば、10校だから1億かかるということでございまして、その具体的な内容につきましては、学校の廊下に無線LANを据えまして、廊下にLANを設定することによりまして、各教室と体育館へ無線で要するに飛ぶことで非常に使えるということでございます。

具体的にその財源の1億1,199万の内訳でございますけれども、5,599万が公助でございまして、それは防災用の費用でございます。市の起債ですけれども4,190万、そして公共施設整備基金という財源を使いまして1,000万の中へ入れるということでございます。

先ほどもお尋ねがございましたんですけれども、平常時は児童・生徒の教育に使うと。将来、ノートパソコンで使うということも御説明がありました。そして、災害時は、地域住民の活用ということで、災害時に体育館に避難してもらって無線LANを使うということで、平常時は学校、災害時には体育館を使うということで無線LANを使うということで、その必要について執行部から御説明がありました。

今回の国庫補助の申請については、具体的には質疑もなかったし答弁もございませんでした。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） じゃあ学校無線LANは、委員会ではそういった話はされていないということで承っております。

もう一点は、放課後児童クラブのタクシー利用、三十数名の方を、中小、西小へタクシーで送っていきますよという予算が出ております。それで、委員長報告の中の16ページでございまして、一番上の、また、「校区内の放課後児童クラブに入れない児童に対し、あいているクラブにタクシー移動する対応でいいのか」——これは中小と西小になるんですね——の質疑に対し、「検討した末の対応である。できれば校区内の放課後児童クラブで対応したい、

学校周辺も検討をしている」との答弁だということですが、検討した末の対応というのは、具体的にどのような内容でしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 総務委員長 若園五朗君。

○総務委員長（若園五朗君） 17番 松野議員の質疑ですけれども、今回、放課後児童クラブの送り届けの支援の件の質疑だと思うんですけれども、委員長報告の中にも、現在、穂積小が20名、本田小が13名ということでございますけれども、学童保育をやっているところで枠があるところは、西小と中小が今現在あいているということを含めて、もし今待機児童があふれておる方については、タクシーの支援事業をしていくということでございます。

松野議員も言われていますけれども、委員会の中では、もし今、不足している穂積小と本田小の周辺で何とかできないかということで、その周辺の施設も今近隣で探しているということの御説明もございました。そして、それに伴う先生の確保も苦慮しているような説明がございました。

あくまでも要するに校区の中の小学校で対応していきたいと。やむを得ず今、放課後児童クラブの部屋があいておるのが西小と中小があるので、そこでタクシー支援をしていきたいというような執行部の答弁がございました。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 若園委員長から御答弁がありました。

このタクシーですけれども、総括質疑等でもお話ししたところでございますけれども、学校敷地内にもそういったものを、例えば児童クラブ、児童館、そういったもので対応できる、あるいは体育館でもできますよということを申しておりますし、公共施設、例えば市民センターでもできます。

そういうところを、学校周辺を検討しておるという話でいっていますので、これはいつごろまでに検討するんですか。1年かかってやるのか、そこら辺の話をされたか。

それと、タクシーはこの地域のタクシー会社を利用するというふうに思います。これは、タクシーも個人タクシー、それから株式会社といろいろあるわけですが、これはタクシー協会に加入している事業者を利用して送迎するのか、そこら辺お話しされたのか、ちょっと確認します。

○議長（藤橋礼治君） 総務委員長 若園五朗君。

○総務委員長（若園五朗君） 17番の松野議員の質問でございますけれども、放課後児童クラブの送迎のタクシーの対策をいつまでにするかについては、委員会では質疑も答弁もございませんでした。

そして、タクシー会社を要するに個人タクシーかタクシー業者に委託するかという具体的な

会社、あるいはそういう特定なことを具体的にやっているというような説明はございませんでした。とりあえずタクシーと協議をしているというだけの御説明がありました。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） この話も委員会の中ではなかったという御答弁でございますけれども、私も含めて皆さんもあれですけども、例えばいろいろな議案を質疑しますわね、総括質疑やりますね。そういった中で、各議員から出てくるんですね、質問が。そういったことを踏まえて、本当は常任委員会でそういう話もしてもらいたいかなと私は思います。終わります。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論について、あらかじめ申し上げます。

討論は、原案に賛成、原案及び修正案に反対、修正案に賛成の3通りが考えられます。

それでは、まず原案に賛成者の発言を許します。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） 無所属の会のくまがいさちこです。

私は、この議案第29号平成31年度瑞穂市一般会計予算の中の（仮称）中山道大月多目的広場整備事業に関して出てきた修正案に反対、つまり原案に賛成という立場で討論をいたします。

少し長くなりますが、時間内には終わります。つまり幾つも申し上げたいことがあるんです、これについては。

ちゃんと言えるかちょっと心配でドキドキしてます。まず、この事業の修正案ですね、先ほど出てきた。あれに反対の理由、つまり賛成な理由は、大きく2つあります。1つは瑞穂市にとって必要な事業と思うからです。細かいことはいろいろありますけれども、細かいことは後からやっていけばよろしい。この事業を3年間の全体事業として認める必要があります。

なぜかという、もう一個、さっき2つあると言いましたが、これはもう長い間の懸案事項です、大月をどうするかというのは。多分20年以上じゃないですかね。25年ぐらいになるんでしょうか。また延ばすんですかという話です。しかも細切れにして。必要な事業である。懸案事項でもあるしということです。

それで、今の計画では、全体事業として健康遊具、これは高齢者用ですね。あと子供も3段階の乳幼児、その上、そのまた上、児童より上とか、3段階にわたった子供の遊具付きの公園

なんですね。市の説明によりますと、すぐそばに子供図書館を目指している計画がある、あそこがね。だから親子で来る、子供たちが遊べるというゾーンを最初につくりたいということですが、これはすばらしい思いつきで、実際に実現すれば非常に子供もふえているし、北方町や本巢市なんかからも、よそからも来ると思いますよ。

それから、いつでも誰でも使えるというもとに、芝生公園とかもあるわけですが、私はこの全体事業を認めて、つくってもらって、将来はこのゾーンをもっと充実させるといいと思っています。例えば、先ほど森治久議員が言われましたが、サッカー場、21号線沿いではいかにももったいないから、あれはあちらのほうに移転したらいいんじゃないかというのがありますし、簡易なスポーツ施設ですね。

それから貸し農園とか、それからイチゴ狩り、観光農園ですね。これはもう既にやっていますね。柿の何でしたっけ、選別場ですかね、あそこの近くでやっていますよね。これは若者向けの就農支援事業を国でやっていて、これが拡大されていますね。ですから、あそこのところにそういう事業を打ち出して働きかけたら来るんじゃないかなと思うんです、やる人がですよ。

それから、この議会でも議員さんたちがたびたび言われますが、小簾紅園は小簾紅園だけでしかないとか、美江寺は美江寺だけでしかないとか、大月は小簾紅園だけやと言われますが、どうしてこれをつなぐという発想がないのでしょうか。この真ん中に大月があるわけですから、これをずうっとつなぐという計画のもとに大月にかかったら、先ほどどなたか言われましたかね、瑞穂市の、または周辺全体に家族で1日いられる、家族だけじゃなくてもいいんですけど、そういうところになりますよね。

ですから、あそこは駐車場にしてもらって、そして貸し自転車なんかも置いて、小簾にも行ってもらう、中山道も行ってもらうと。中山道の総合的な整備を行く行くは目指して、その中心、ちょうど真ん中にあるわけですから中心地帯にするというふうに巢南地区なわけですけど、あそこの巢南地区、もう20年かな、25年ぐらいかな、懸案事項になっているところを今こそ生かして、瑞穂市のメインな活性のための振興施策、そして瑞穂市の住民にも周辺の人も寄ってくるような、本当に地域にとって、私はこれほうまくやれば活性化すると思います。合併20周年事業とか銘打ってやったらすばらしいんじゃないかなと思います。どうしてこういう発想を最初からしないんだろうと思います。

今みたいに分割せよというのが出てくることを恐れて、結構そこだけと出したのかちょっとわかりません。もっと大きい目で瑞穂市の活性化につながるような事業として打ち出すべきですから、この議案に出てきたこの大月の公園整備事業は、とにかく全体計画として認めるべきだと、これが1つ目です。

2つ目を言います。反対の聲がこの議会が始まってから幾つも聞こえました。そのうちの幾つかに反論をいたします。

簡単なのから言いますが、まず借地の問題ですね。借地があるからと言われますが、これはもう執行部から何年にもわたってできるだけ買いたいと、今はこれだけ買えています、またここが買えましたというのはずうっと説明を受けています。私は、文教厚生ですからそれを聞いていますが、ほかの人にも全部資料が渡っているはずですよ。今、借地があるのはどうしても応じてもらえない人の分なんですね。できるだけ借地は買おうと努力しているわけですから、それを頭から売ってくれない人がいるから、借地があるから問題だというのはどうかと思います。これが反対の論点への1つ目です。

2つ目は、資料の問題です。総括質疑の日に1億円の根拠となった資料を今出すべきやという総括質疑が出て議運が開かれました。議運の結果は、従来どおりの資料の出し方でよろしいという結論でした。私傍聴させてもらいましたけど。そうしたら、4期もやっている議員は、議員の資質に欠けると、公然と非難されましたが、資料に関して申し上げますと、私が15年前に議員になったときって、人事案件で1枚の資料も出なかったんです。ここでちゃんと出してくださいというところから始まって、今はこんなに厚い資料がいっぱい出るようになりましたよね。

〔「自慢話はいいいよ、それは自慢話」の声あり〕

○16番（くまがいさちこ君） 注意していただけますか、やじを。

○議長（藤橋礼治君） まず続けて説明してください。

○16番（くまがいさちこ君） 私のときだけそういうことを言うんです。堀武議員でした、傍聴の皆様。今やじを飛ばすのは。いつもそうですから。御紹介しておきます。

○議長（藤橋礼治君） 続けて。

○16番（くまがいさちこ君） 女性議員を蔑視していますから。

〔発言する者あり〕

○16番（くまがいさちこ君） とめてください。

〔発言する者あり〕

○16番（くまがいさちこ君） とめてください、時間を。

○議長（藤橋礼治君） 堀君、静粛にしてください。

くまがい君続けて。

○16番（くまがいさちこ君） 資料は非常に出るようにやっぱり改善されてきた。

それから、委員というのは、個人でもこの議案が出たときに資料を請求することができます。それも私もいつもやってきましたが皆さんもやってきていますね。これが2つ目の方法です、資料の。

それから3つ目。委員会傍聴ができます。これも委員会傍聴というのは認められなかったんですよ、私過去に。もうすったもんだ、自慢と言われても申し上げますが、もうほとんど戦い

でした。いきなり委員会の会場を変えたこともあるんですから。産建がですよ。巢南でやることになってから朝行ったら、急遽こちらの市役所に変えましたと。そんなふうにして傍聴もできなかったけれど、今は委員外議員も傍聴できますよね。ところがこれほとんどの議員は傍聴に来ないんです。最終日のこの採決までに判断が欲しいので資料を出せということですが、どうして自分の委員会じゃないところへ傍聴に、限りなくゼロですね。この間ちょっと見えましたが。広瀬武雄議員なんかがお見えになりましたが、本当にちょびつといるだけで、私はもうずっとこの最終日のために傍聴しますが。これもほとんど議員として使えるようにしてきたのに、いまだにほとんどの議員は使いません。その各委員会、協議会で出た資料は配付されるようにも改善してきました。

ですから、もし3年間の大きな事業に関して、足りない資料があるんなら、総括質疑のときにももちろん請求もできるけど、そこで出せというのは無理です。改善するには、では次回からはそうしましょうというふうに話し合っ改善するんですから。それをそのときに出さなかったから議員の資質に欠けるとか説明が足りないというのは余りに拙速過ぎませんか。

それから、入札関係に関するものは、公に出せない資料もあります。そういうのは一部見せて、一回見せて回収するという方式が今までも普通でした。これは文教厚生では今回もされました。

賛成の3つ目を言います。

ここに5年前のきのう、3月18日の本会議場の採決表があります。これのときに何があったか覚えていらっしゃるでしょうか。これは私のブログから印刷してきましたが、大月の陸上競技場に関する8億9,000万円が否決されたんです。これは3,000人が目標でしたけど、およそ4,000人が、大月の陸上競技場を見直すという条例を制定するように住民投票条例をつくってくれというので、3,900の方が署名なさいました。これは否決しておいて、そして大月も認めないと。8億9,000万否決しました。つまり大月に関しては、このように必要かどうか、皆さんが必要でないという事業も、一部の業者、市民、議員で決めてきた経緯がある。どうして業者まで言うかということ、私とその業者と渡り合っ設計図を手に入れたことがあるんです。そういうこともやってきたんです。

ですから今回は、瑞穂市政としては非常に改善されてきている。まだ足りないことがあるだろうとは思いますが。しかし、改善されてきているということを私は認めます。一部の議員や市民や業者と決めるような透明性がない、計画性がない事業ではなかったということを見ましたので賛成します。

このまちは、松野王国というのは56年続いて、その後私は変える側に立っ、8年間前市長がなさいましたが、このときにやっぱり不透明で計画性もなく一部の人で決められたのがほづみ幼稚園の民営化、これも業者がもう決まっていたね。そこに全部業者がいましたから。

それで否決されたときに8億円の損害だと携帯持って廊下に出て行って、私それを聞いていましたから。そういうふうになってきたんです、そういうことが。

そして、大月の陸上競技場も否決されたわけですね。その後、百条委員会というのをかけられて、選挙で負けられましたけど、こういう経緯を見てきた私にしてみると、今回は非常に注意深く大勢の市民、それから議員全体の意見を聞き、議員への説明を果たして、年月をかけてやってきたと思います。

その後、JR穂積駅のこと、1つ目。2つ目、市役所の建てかえのこと。3つ目、幼児教育のこと。3つを建てかえると行って、今回、公私連携型というのを岐阜県で最初につくりました。それから大月のことですね。この4つです。穂積駅前のこと。市役所建てかえのこと。幼児教育のこと。大月のこと。この4つを、非常に計画を立てて着手しているんですよ。これを市民に言うと、そんなもん見えんもんと言うんです。計画段階では全然見えんもんと言うんです。

それは説明が悪いとか残念だなと思いますけど、今、瑞穂市はようやくきちんと透明性、計画性を持って大きな事業も動き出した。足りないところもいっぱいありますよ。それは私も不満です。だからここではっきりいつも言わせてもらっていますね。足りないことは言えればいい。改善していってもらえればいい。でも、歴史的に今まで非常に改善されてきていることの結果がこの大月の事業だと思うんです。それを細切れにするということには、私は反対です。

最後に私が一般質問で、このまちづくりの本のことを言いました。「日本を殺すのは、誰よ！」という新井紀子さんとぐっちーさんのことを言いました。やっぱりこれで、この前の本は読解力の本だったわけですが、この読解力の説明のときに申し上げましたが、今だけ、過去を全部捨てて未来も捨てて今だけ、ここだけ、こういう判断、見方しかできないのが読解力がないということなんですよ。あのとき説明申し上げましたが。

ということからいけば、過去からの経緯、そして市政全体の状況や経緯も読解、読み取った上でこの大月の整備事業の6億1,000万円を判断するべきではないでしょうか。というのが私の反対討論です。修正案に反対です。以上です。

○議長（藤橋礼治君） 次に、原案及び修正案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 議席番号5番の日本共産党の小川理でございます。

私は、修正案については一定の理解をするところでございます。この事業費が6億1,000万円でございますが、これが果たしてどれほど精査されておるのか、また議会にも説明を丁寧にされてきたのか、そういう点では修正案に理解ができるところでございますけれども、しかし一方で予算案、原案のほうは、その問題にとどまらない問題がございますので、その立場から

反対の討論をさせていただきたいというふうに思います。

反対の理由でございますけれども、学校無線LANに1億1,000万円の予算が出されております。これは先ほど質疑の中にもございましたけれども、総務省の防災補助金事業を活用するものでありますけれども、しかしこの学校無線LANのなぜこれを設置するのか、主な目的でいいますと、今後、タブレットを導入するために無線LANを整備したいというのがその主な目的でございます。したがって、防災の観点からいいますと、これは少しかけ離れたものではないかということを思います。

その理由でございますが、防災ということではいいますと、昨年 of 異常な猛暑の中で熱中症対策、つまり子供の命を守っていくということが大変大きな問題になったわけであります。この瑞穂市においては、普通教室においてはエアコンが設置されておまして、大変これが効果を発揮したということが言われますけれども、しかし一方、体育館でございますけれども、体育館は夏休みを前にした終業式ではここを使用できずに、体育館の熱中症対策というのが大変大きな問題になったところでございます。したがって、市内の全ての学校のPTA会長さんからは体育館にもエアコン空調設備を整えてほしいという要望が出されているではありませんか。

私は、防災ということではいえば、この体育館に空調設備を整えることがまず必要なことだということは明らかだというふうに思います。

なお、委員会の、先ほど委員長の報告がございました。その中に、15ページでございますけれども、このようなくだりがございます。学校無線LAN整備工事より体育館に空調設備を設置することが優先すべき事業ではないのかという質疑に対して、空調設備の設置は補助金もなく、コスト的にかなり難しいと報告されておりますけど、この空調設備の設置に補助金がないということになりますと、市の持ち出しが100%ということになります。これがもし執行部としての答弁で間違いのないということでありましたら、これは私はそうではないというふうに思います。例えば、防災事業債も活用できるわけです。したがって、これは大変誤解を与えるものではないかというふうに思いますので、これがもし間違いであれば訂正をしていただくことも必要ではないかなというふうに思っているところでございます。

2つ目でございますが、放課後児童クラブの送り届け支援ということでございますが、昨年も夏休みに子供たちが、4年生、5年生、6年生のお子さんが、今までそこに通っていたのに、夏休みになったらそこに通えませんかよと入れないお子さんがたくさんおられました。その中には発達障害のお子さんもおられたわけですね。大変そういう事態の中で、深刻な事態を生み出しているというふうに思います。

その上にことした4月から入れない。これが委員長報告にあったとおりでございますけれども、入れない児童の皆さんが、穂積小で20名、本田小で13名おられるということですね。そ

ういうお子さんに対して、タクシーで送迎しますよと。これは、私は本来の学童の事業とは違うものになってしまうというふうに思います。したがって、そういうことを言いますと、いや苦肉の策だと言われますけれども、しかし私は、苦肉の策といえども、そういったやり方がこれまでの学童保育の整備、大切にしてきたこと、これがないがしろにされるということは指摘をさせていただきたいというふうに思います。

子供はやはり地域で育てていかなければならない問題です。また、生活の場を確保するということになりますので、これが学童保育の目的でありますから、ただあいているところへ送ればええと、こんな問題ではないということは強く申し上げておきたいというふうに思います。したがって、こういった事業は、私は幾ら苦肉の策といえども少し問題が大き過ぎるというふうに言わざるを得ません。

北方町では、そういった状況の中で、プレハブも建てるというふうな処置もされております。私は、場所が足りなければ緊急でもプレハブ住宅を建てる、また指導員を確保する、これは条例でもって6年生まで対象にしているわけですから、瑞穂市が責任持ってやっていかなきゃならないということを申し上げたいというふうに思います。

最後に3つ目の問題でありますけれども、タクシーの助成制度の問題でございます。この制度をつくられたことは、私は評価するところでございますけれども、しかしこれは、助成の対象になる条件というのがございまして、住民税の所得割の非課税というのが対象になっております。ですから聞くところによりますと、タクシーの助成制度を受けたいというふうに見えても、ここがネックになって受けられない人たちもお見えになります。

そうした中で、一体どれだけの人がこのタクシー助成制度を利用されておるかということですが、87名にすぎません。もっと多くの高齢者の方たちが、買い物にも行きたい、特に病院に通院したいというふうなことを思っておられますけれども、みずほバスは利用できないし、タクシーの助成制度も利用できないということになりましたら、高齢者の方たちは家に閉じこもるしかないですね。お医者さんにも行けなくなってしまう、こういうふうな状況になっているのではないかなと私は思います。

そういう点では、高齢者に優しい市政ではないというふうに私は言わなきゃならない。そういう点で、高齢者に優しさが足りないということを私は申し上げておきたいというふうに思います。

そのほかにもいろいろ問題がございますけれども、今回の予算案の原案は、市民の皆さんの願いが実現したものもございます。しかしながら、同時に先ほど申し上げましたように、幾つか大きな問題がありますので、こういったところは、私は改めていかなきゃならない問題だと、つまり反対をさせていただくことになりますけれども、以上でもって原案に反対、修正案にも反対という討論にさせていただきたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 北倉利治君。

○3番（北倉利治君） 議席番号3番、瑞清クラブ、北倉利治です。

議案第25号の一般会計の中山道大月多目的広場の予算についての原案賛成、修正案反対を申し上げます。

最初にくまがい議員さんがなかなか言いにくいことを言っていただきましたので、大変助かっております。

この大月広場に関しては、巢南町時代からの事業でありまして、大月地区が下水道が来るといことで、この大きな広場をつくっていただき、当初から公園等をつくる予定地であったものでした。先ほどもありましたが、本当に地元の方は夢を持って、ここをどのようにして、どのような活気ある場所にしたいかというのが通年の気持ちであったと思います。やっここまで、皆さんのいろんな声を聞いて設計や予算が出てきたわけでありまして。

もちろんこの施設に関しては、子供が遊べる場所、高齢者の集える場所というところがありますが、もっと大切なのは、防災の拠点になる地区になるんじゃないかと思っております。

熊本の震災があつてから、私も熊本に3遍行きましたが、やはり活動できるのはこういう大きな広場で、ここにテント村ができたり、車中泊ができたり、自衛隊がそこに物資を一番最初に運んでくる。この場所としては、災害があつたときには大変大切な施設だと私は思っております。

またもう一つは、ここの施設を、きれいに公園をつくって皆さんが集える場所をつくりますと、これはもしかすると、今、次に下畑で考えてみえる下水道施設ができたらかんなくよくなりますよという影響にもつながってくるのではないかなと思っております。

本当は、もっともって言いたいんですが、それ以上言っても1時間以上たっちゃうので、もう一つだけ言って終わりたいと思います。

この案に関しては、9月と12月の議会で案が出されました。非常にわかりやすく、こういう計画で、こういうふうにやって、こういうふうにするんだよという、半年、1年かけて執行部からの案が出てきました。もしここでわからないと言われたら、執行部はもう説明をする場所がないぐらい説明されたと思っております。非常にわかりやすい説明でしたので、もちろんこれをわかっていただいて、この議案が通ることをお願いしたいということで修正案は反対で、原案には賛成ということであります。以上でございます。

○議長（藤橋礼治君） 次に、修正案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○4番（鳥居佳史君） 議席番号4番、無所属の会の鳥居です。

修正案に賛成の意見を述べさせていただきます。

この大月の公園は、決して反対ということではないんです。つくることには今まで、北倉議員がおっしゃったように、粛々と議会で承認を得て進めてきているものと了解しております。そして、ワークショップをやりながら市民の要望を踏まえて、まとめてきているというのも承知しております。

今、この大月公園が、基本設計が終わって、ワークショップをして、それを踏まえて基本設計をまとめたわけですね。その時点で多分コンサルからは概算が出たんだと思います。その金額は今言われているようにトータルで6億1,000万、そして今、コンサルは実施設計を進めているわけです。それが8月いっぱいかかるというふうに言っているわけですね。その課程の中で、概算で6億1,000万出たときに、市民の皆さんの声を聞きながら、基本設計をまとめて6億という数字が出たときに、行政としてはその金額について、あらかじめ腹づもりしていたのかどうかということも私は疑問ですけれども、正直、私の思っていた金額とちょっと違うなど、結構大きな金額だなという直感がありました。

行政が事前にどういう概算を持っていたかは別としても、基本計画が出た後にそれぞれの基本計画の内容を、例えば今私の手元にあります計画で、複合遊具3歳未満の遊具があります。それから、複合遊具6歳から12歳、そしてドームシェルター、健康遊具等とあります。それぞれの個別について、具体的にどういうものを想定して概算でとっているか。そして、その遊具はどのようなものかというのをやはりワークショップ等の中で、結構これ金額的なものを含めて、こういうものでこれだけするけれどもトータル6億だと、そういう議論がやっぱりあつてしかるべきだと思います。理由は、さっき言った理由です。私としてはちょっと大きいなというところで。

このドームシェルターについても、つくり方によって本当にピンからキリまであります。一体どういうドームシェルターをつくるのか。そしてその利用は、市民の人にどういう利用を想定するか。市民の人はこういうドームシェルターでいいのかどうかという。そういう議論を踏まえて、今、実施設計の途中ですから、本来ならばこの実施設計の中で具体的にドームシェルターの仕様が今決まりつつあるわけです。今、実施設計が終わる前にドームシェルターの具体的使用を、今言ったもろもろのことを検討してまとめる時期が今なんです。

そうすると、私が今言ったようなことを検討していきますと、金額が変わってくると思います。つまり、今、6億1,000万で決めるのではなくて、まず実施設計の結果、実施設計の途中も、今言ったような状況を踏まえてきちっと議論して、そしてそれを踏まえて実施設計が終わって1期工事ですまず1億分の工事をする。32年、33年は今の状況と変わってくる可能性があるということで、とりあえずはまず31年度について1億の予算を認めるという修正案に賛成であ

ります。以上です。

○議長（藤橋礼治君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 堀さん、よろしゅうございますか。

〔発言する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 次に、原案及び修正案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 次に、修正案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 堀武君。

○13番（堀 武君） 堀武。修正案に賛成の立場で討論をさせていただきます。

先に一言だけ言いたいのは、女性を蔑視しているというような発言がくまがい議員からありましたけれども、私はいまだかつて女性蔑視の発言をしたことはありません。そのことは御理解ください。

さてそれでは、私がなぜ賛成をこの件でしたかということ、今、6億1,000万の工事でくまがい議員は、第1期工事をやって、第2期、第3期を芝生の広場をすることをおこなながら、それからいろいろな施設をつくるというこの無駄をしないことという意味で、第1期工事の1億に関して、ゲートボール場、その他遊具等に関して精査をしながらやるということに反対をしているではありません。総合的に2万5,000平方メートルの広大な土地は、瑞穂市全体の有効に利用する価値があるからこそ大月の皆さんが、それに関して早くやってくれということに応えるならば、今、一番必要なところだけをまずお話を聞いて、そしてあとの残りは総合的に考えて、私は言っていたんですよ、福祉を含めた総合施設に持っていくべきだと、それを笑いながらまた言っているという誰と言わないが議員がいた。

僕はあそこに関しては、まだあの付近を買収できるものはして、そして温泉を掘り、総合施設をつくり、そして瑞穂市の地産地消を販売でき、そして中山道の中間的な形で寄れるような場所をつくるような、そういうことの検討をしながらいかに有効にするかということをしていくためには、今の第1次予算をどのように有効に使って、あとの件に関しては、縮小するのか、それを広域的にするのか、それは皆さんが、市民が判断していく。

そのようなことで、6億1,000万で芝生を張ってまって、後からこういうことをやるでめくるといような無駄をしないためには、第1期工事をやる、それに関しては、今の予算内のことでいいのか、もう少し精査しなあかんのか、ほかのものを入れなあかんのか、そういうことも含めて第1期工事に関しては、もう一度よく考えてやる。

だから、第1期工事を反対するというのではなく、全体の6億1,000万を使うのではなく

して、第1期工事の1億に関してもう少し検討をして、一番よい形は何かということの修正というふうに理解して私は賛成しているのであって、全体からいえば、それから総合的に考えて、瑞穂市としての有効的なことをどうするかというのは、これ以後に関して検討をする必要がある。

だからそのために5億。5億かけるなら、本当に芝生広場でいいのか、サッカー場にするなら芝生でなくして、岐阜市でもやってあるんですけど人工芝、いろいろなことを総合的に考えてやることの必要性を考えて皆さん言っているんですよ、第1期というのに関して言えば。

だから第1期の工事に関して1億1,000万、これに関して言えば、それらが有効であるのかどうか、もう少し精査、議会にもう少し懇切丁寧に説明をしないうちに出しているの。

だから、前例がないから出せないという、前例は市民の皆さんは知っている、前例はつくってきた。くまがい議員だって前例からいろんなことを、私がやらなかったことを全部やってきたということ、前例がないことをやってきたからやれたわけでしょう。違いますか。だから前例がないから出せないというのは詭弁でしかないでしょう。違いますか。だから自分自身が過去からすれば、こういうことでこういうことを全部やれるようにしましたという論理からすると、今回の詳細な見積書を出してくるということに関しては、前例がないから出せないというようなことは、私からすれば詭弁。そうでしょう、違いますか。

だから、論理的に前段と後段の矛盾点が出るようなことを言われて、それは違うといったことに関して、女性蔑視だとか、議員が抗議を申し出る権利はあるんですよ。雑音が言っているわけじゃないんですから、議会はそういうところですから。御理解ください。

以上、そういうようなことでこの修正に関しては、私は修正をして、そしてもう一度よく精査をして、そして瑞穂市全体のことを考えながら、大月の皆さんの意見も聞いて、大月の皆さんのいいところはどこなのか、何がしたいのか。2万5,000平方メートル全体は市が購入して、あとの借地の部分があるかもわからんですけど、それは瑞穂市全体の財産として考えながら大月の皆さんにどのような使い方がいいのかということをよくよく精査してやるべき。違いますか。そういうこと。それが理解できていなければ結構ですけども、そういうことです。以上。

○議長（藤橋礼治君） ほかに討論はございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第29号を採決いたします。

まず、本案に対する広瀬武雄君のほか2名から提出されました修正案について採決をします。

本修正案に賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立少数です。したがって、修正案は否決されました。

次に、原案について採決します。

原案に賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立多数です。したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

これより請願第1号「本年10月からの消費税増税延期を求める意見書」提出を求める請願の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

この請願に対する委員長の報告は、不採択です。したがって、まずこの請願に賛成者の発言を許します。

鳥居佳史君。

○4番（鳥居佳史君） 議席番号4番、無所属の会、鳥居佳史です。

私は、消費税の増税は見送るべきだと思います。それは、今、実質賃金が実際下がっている。そして、5年前、2014年に5%から8%に消費税アップしたときに、大きく消費が落ちました。そして、今度、実質賃金が下がっている中で、消費税を2%上げたら消費はどうか。間違いなく消費は大きく減ると思います。

今、本当にすべきことは何か。消費をふやすこと。消費をふやすには、もちろん賃金が上がる、これはちょっと別の問題ですけれども、逆にやっぱり消費税を下げるぐらいのことをしないと消費は上がってこない。

当然、財源の話が出ます。財源は、今、政府はステルス戦闘機をアメリカからたくさん買おうとしている。数年度にわたると何兆円ですよ。例えばそのような本当に我々の生活に必要な財政をしているか。お金を使わないでいいところに使って、財源を、本当に必要なところへ使うべきところを減らしている。それを改めることで、財源は、消費税をそれこそ下げても、下げた分は出るところを精査することによって十分賄える。とにかく今この時期に消費税を上げるとは、消費を確実に冷やす。税収にも影響する。ですから、私は消費税アップには反対です。

○議長（藤橋礼治君） 次に、本件に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから請願第1号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、不採択です。したがって、原案について採決します。

本案を原案のとおり採択することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立少数です。したがって、請願第1号「本年10月からの消費税増税延期を求める意見書」提出を求める請願は不採択とすることに決定をいたしました。

日程第40 発議第1号について（趣旨説明・質疑・討論・採決）

○議長（藤橋礼治君） 日程第40、発議第1号全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを求める意見書を議題といたします。

本案について、趣旨説明を求めます。

4番 鳥居佳史君。

○4番（鳥居佳史君） 議席番号4番、無所属の会の鳥居佳史です。

全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを求める意見書の提出理由を述べます。

平成30年10月、辺野古に新基地建設反対を掲げた知事を沖縄県民が選んだにもかかわらず、国は、その民意を無視し工事を強行に進めている。このことでも問題になったように、日米地位協定は、日本国憲法の理念、そして地方自治の根幹をも揺るがしかねない協定である。

日米地域協定の考え方（補足版）第2条第1項に「米側は、我が国の施政下にある領域内であれば、どこにでも施設・区域の提供を求められる権利が認められている。我が国が米国の提供要求に同意しないことは安保条約において予想されていない」とあるように、日本全国どこにでも米軍基地ができる可能性があることになっている。

そんな中、全国知事会では、平成28年11月から6回にわたり「米軍基地負担に関する研究会」を開催し、平成30年7月に、とても意味ある提言を発表した。

よって、国は下記を実施するよう強く要望する。

以上が意見書の提出理由です。

○議長（藤橋礼治君） これで趣旨説明を終わります。

お諮りします。発議第1号は、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略し

たいと思いますが、これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、発議第1号は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 若井千尋君。

○10番（若井千尋君） 議席番号10番 若井でございます。

今、出されました意見書についてちょっと質疑をしたいと思いますが、今、趣旨説明の中に中段で日米地位協定の考え方（補足版）というのがございますが、国に求められる意見に関しては、記の下に日米地位協定の見直しを図るというふうに書いてあります。この日米地位協定の考え方（補足版）というものはどういうものなのかお聞きしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 4番 鳥居佳史君。

○4番（鳥居佳史君） 若井議員の質問にお答えします。

この日米地位協定の考え方（補足版）の全てを私は理解しているわけではありません。ただ今回、この日米地位協定の見直しを求める一番根幹になる部分が第2条第1項。要は、我が国は米軍基地、または米軍に対して、米軍がどこかで基地をつくりたいと言ってきたときに、拒否できない、そういうたてつけになっているということを第2条1項で言っているということで、考え方全般について問われたら、私は、申しわけないですがわかりません。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 若井千尋君。

○10番（若井千尋君） 私ども公明党も、この日米地位協定に関しては見直すべきということであるいろいろな項目に関しましてはあるわけですが、まずお聞きしたかったのが、今鳥居議員おっしゃるように、日米地位協定の考え方（補足版）というものの中にこれがあるということで、アメリカが日本のどこでも基地がつくれるというようなお話をされるんですけども、その日米地位協定の考え方というものがどういうものなのか、これが日米地位協定の中にうたっているものなのかどうなのかということがわからなかったものですからお聞きしたわけです。

公明党としましても、例えば日米関係者の犯罪容疑者の起訴前の引き渡しを明文化するとか、在日米軍基地に対する管理権の確立であるとか、また騒音軽減委員会を設置し、訓練演習に住民の意見を反映するとか、いろんな形でこの日米地位協定の内容に関しては触れて見直すべきだということをおっしゃるわけですが、ここで今言われている意見書の中の日米地位協定の考え方というものがどういうものなのかがわからないものですから、ここにうたって

あるからこうなんだという御説明が、この文書を国に対して整合性がつくものなのかどうかのかわからなかったものですからお聞きをしておるところです。

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○4番（鳥居佳史君） 若井議員の質問に答えます。

この知事会が果たして、今おっしゃった部分を全部含めると多分内容が非常に多くなるんで、特に今回沖縄の米軍基地のことに多分絞ってこの文意はつくっているんだと思います。

日米地位協定を見直すというふうに記では書いてありますので、実は日米地位協定全般を見直すべきだというふうに記には書いてあるわけで、私も日米地位協定、この米軍基地以外にも国内法の適用ができないと、おっしゃるとおりなんです。そして、ほかにも航空法とか環境法令とか、事件、事故があったときにその警察権が及ばないとか、本当に問題があるんです。これは、やっぱり全ての日米地位協定のことを、問題点を上げるのはちょっと大きくなると思うので、こういうふうに絞った書き方をしているんだと私は解釈しております。

だから、記として書いてある日米地位協定全般を見直すということが書いてあると思いますので、若井議員が疑問に思って、公明党さんが考えておられることも含めて考え直すべきだという意見書だと捉えてください。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 若井千尋君。

○10番（若井千尋君） 私も時々意見書を出させていただきまして、瑞穂市議会の皆さんの御賛同を得て国に意見書を出すわけでございますけど、今、鳥居議員がおっしゃるように、この問題は非常に大きい問題でございます。

今、御質問をしながら私もわからなかったんですけど、インターネットなんかでこの日米地位協定の考え方というものはどういうものなのかというのを検索すると、これは外務省かなんかの機密文書を琉球新聞かなんかが捉えた内容をずうっと書いてあって、76ページぐらいに及ぶものでございました。その中の第2条の部分にこういうふう書いてあったんですけど、どうしても私わからなかったのは、先ほど言いましたように、この日米地位協定を見直すということに関しては、日米地位協定は非常に歴史のあるものというか、古いものでございますけど、その中で先ほど言いましたし、今鳥居議員もおっしゃったと思いますけれども、ほかには事故等の規制線内への立ち入り権の確立、要するに今は全く何も入り込めない、基地に対しては入り込めない問題があるとか、また日米合同委員会の協議内容を公表するとか、そういったことを、ことしも2月に私ども公明党の国会議員がワシントンに行って要望書を出しておるわけでございます。

そういう意味では、何度も言いますが、日米地位協定を見直さなければいけないという、たくさんある項目のうちの、いろんな形で見直さなければいけないという要望を出しております。

すし、さきの沖縄の方の住民投票じゃないですけども、沖縄の方の民意を考えますと、辺野古に新基地の建設反対という声が多かったということも十分わかっております。では逆に、今の普天間基地が世界で一番危険な米軍基地だと言われておることを、ずうっと普天間基地の負担の軽減をするというところで、いろいろアメリカの中で辺野古というところが決まってきて、それが何度も何度も沖縄の方の民意を考えますと、やっぱり辺野古も反対であると。

ですから、この内容で本当に国に意見書を出したときに、くどいんですけど日米地位協定の考え方というものがどういうものなのかが理解できないと、瑞穂の市議会として出させていただいたときに、非常に受け取る側の国がどのような判断をされるのかということが自分でわからなかったもんですから、まずこれを聞いたわけでございます。

総論的に日米地位協定を見直せというふうに理解しろというふうにおっしゃれば、非常に今はどういうふうにしていいかわからないんですけども、どうしても言いますがこの考え方というものが、日米地位協定のものなのかどうなのかということが自分では整合性がつかないもんですからお聞きをした次第でございます。もう一度明確なお答えを持っておられるなら、この意見書の内容で賛成をしろということでございますけれども、この内容がどういった効果があるかどうかということだけを確認したいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○4番（鳥居佳史君） 記の上を書いてある文面ですね、わずか20行ぐらいですか、これだけでこの意見書の判断をするのではなくて、記の下に書いてある「日米地位協定の見直しをすること」と、ぜひそこを。だから日米地位協定というのは、議論したら大変な内容になると思いますけれども、とにかくこの日米地位協定の見直し自体が、今全く行われていないということ、知事会としては、沖縄の件をきっかけにして、基地のことをちょっとここに書いて、そしてそれを仕切っている日米地位協定そのものを見直すべきだというたてつけで書いているわけで、記の下、「日米地位協定の見直しをすること」、そして地方自治の権限を保障すること。知事会が地方自治の権限を保障すると、ここまで言っておるということは、この前文に、つまりそれは書いていないですけども、日米地位協定が含む大きないろんな問題を、というか今見直して、自治を取り戻すべきだということを言っている意見書として捉えていただきたいと思います。

この前段の文、20部分だけでの同意とか反対ということではなくて、記下の1、2を、文は少ないですけども、中身は大変なことですけども、これを知事会が要望しているということでその趣旨をくみ取っていただきたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第1号を採決します。

発議第1号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

[賛成者起立]

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立少数です。したがって、発議第1号は否決されました。

日程第41 議員派遣について

○議長（藤橋礼治君） 日程第41、議員派遣についてを議題とします。

お手元に配付のとおり、議員派遣についてを会議規則第169条の規定により提出しております。内容については3件ございます。

議会事務局長より説明をさせます。

○議会事務局長（広瀬照泰君） 議長にかわりまして、3件説明します。

まず1件目は、平成31年4月11日に、東海市議会議長会主催の定期総会及び情報交換会が三重県津市の津センターパレスで開催されるため、議長に同行して出席する副議長を派遣するものです。

2件目は、平成31年5月24日に、中濃十市議会議長会主催の議長会議及び情報交換会が瑞穂市にて開催されるため、議長に同行して出席する副議長を派遣するものです。

3件目は、滋賀県大津市の全国市町村国際文化研修所で開催される市町村議会議員研修会です。研修所で受講決定された人数により議員を派遣するもので、社会保障制度や財務、予算、防災、議会改革などについて理解を深めていただきたいと思います。以上でございます。

○議長（藤橋礼治君） この件につきまして、御異議はありますか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣については、お手元に配付のとおり派遣することに決定をいたしました。

なお、派遣の内容に変更が生じた場合は、議長に一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、派遣の内容に変更が生じた場合は、

議長に一任をお願いいたします。

閉会の宣告

○議長（藤橋礼治君） これで本日の日程は全部終了いたしました。会議を閉じます。

平成31年第1回瑞穂市議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでございました。

閉会 午後3時28分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成31年3月19日

瑞穂市議会 議長 藤橋 礼治

議員 鳥居 佳史

議員 小川 理